

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2021年6月25日 |
| 【事業年度】 | 第10期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) |
| 【会社名】 | ウェルビー株式会社 |
| 【英訳名】 | Welbe, Inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 大田 誠 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中央区銀座二丁目3番6号 |
| 【電話番号】 | 03-6268-9542(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役副社長兼管理本部長 千賀 貴生 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都中央区銀座二丁目3番6号 |
| 【電話番号】 | 03-6268-9542(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役副社長兼管理本部長 千賀 貴生 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

| 回次 | 第6期 | 第7期 | 第8期 | 第9期 | 第10期 |
|---------------------------|---------|---------|---------|-----------|-----------|
| 決算年月 | 2017年3月 | 2018年3月 | 2019年3月 | 2020年3月 | 2021年3月 |
| 売上高 (千円) | - | - | - | 6,878,327 | 8,176,190 |
| 経常利益 (千円) | - | - | - | 1,756,678 | 2,104,070 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円) | - | - | - | 1,174,383 | 1,523,724 |
| 包括利益 (千円) | - | - | - | 1,174,383 | 1,523,724 |
| 純資産額 (千円) | - | - | - | 3,477,649 | 4,750,008 |
| 総資産額 (千円) | - | - | - | 4,511,219 | 5,473,175 |
| 1株当たり純資産額 (円) | - | - | - | 124.98 | 167.35 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | - | - | - | 42.35 | 53.94 |
| 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円) | - | - | - | 40.79 | 52.93 |
| 自己資本比率 (%) | - | - | - | 77.1 | 86.8 |
| 自己資本利益率 (%) | - | - | - | 39.0 | 37.0 |
| 株価収益率 (倍) | - | - | - | 32.6 | 28.1 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー (千円) | - | - | - | 1,167,158 | 1,375,348 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー (千円) | - | - | - | 483,242 | 415,182 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー (千円) | - | - | - | 541,872 | 394,777 |
| 現金及び現金同等物 の期末残高 (千円) | - | - | - | 2,036,464 | 2,601,852 |
| 従業員数 (名) | - | - | - | 823 | 934 |

(注) 1. 第9期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 従業員数は就業人員であります。なお、平均臨時従業員数は100分の10未満であるため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

| 回次 | 第6期 | 第7期 | 第8期 | 第9期 | 第10期 |
|--|-----------|----------------|-----------------|-----------------|------------------|
| 決算年月 | 2017年3月 | 2018年3月 | 2019年3月 | 2020年3月 | 2021年3月 |
| 売上高 (千円) | 2,858,574 | 4,364,379 | 5,751,435 | 6,784,229 | 7,796,996 |
| 経常利益 (千円) | 537,094 | 1,042,813 | 1,471,564 | 1,785,973 | 2,068,408 |
| 当期純利益 (千円) | 342,497 | 704,736 | 991,797 | 1,200,944 | 1,503,666 |
| 資本金 (千円) | 31,600 | 328,300 | 332,404 | 333,287 | 335,519 |
| 発行済株式総数 (株) | 8,600,000 | 8,850,000 | 27,600,000 | 27,825,000 | 28,383,000 |
| 純資産額 (千円) | 537,209 | 1,835,230 | 2,539,833 | 3,504,210 | 4,756,512 |
| 総資産額 (千円) | 1,718,696 | 3,059,470 | 3,707,316 | 4,472,154 | 5,442,251 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 20.80 | 69.11 | 92.02 | 125.94 | 167.58 |
| 1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円) | - (-) | 24.00 (-) | 7.20 (3.00) | 8.80 (4.40) | 16.00 (4.70) |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 14.36 | 26.93 | 36.40 | 43.31 | 53.23 |
| 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円) | - | 24.80 | 34.43 | 41.71 | 52.24 |
| 自己資本比率 (%) | 31.2 | 60.0 | 68.5 | 78.4 | 87.4 |
| 自己資本利益率 (%) | 88.5 | 59.4 | 45.3 | 39.7 | 36.4 |
| 株価収益率 (倍) | - | 46.8 | 48.4 | 31.9 | - |
| 配当性向 (%) | - | 29.7 | 19.8 | 20.3 | 30.1 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー (千円) | 391,760 | 609,524 | 1,102,557 | - | - |
| 投資活動による キャッシュ・フロー (千円) | 62,657 | 230,059 | 237,466 | - | - |
| 財務活動による キャッシュ・フロー (千円) | 23,703 | 447,506 | 563,073 | - | - |
| 現金及び現金同等物 の期末残高 (千円) | 765,431 | 1,592,403 | 1,894,421 | - | - |
| 従業員数 (名) | 397 | 546 | 665 | 763 | 882 |
| 株主総利回り (%) (比較指標：配当込み TOPIX) (%) | - (-) | - (-) | 140.3 (95.0) | 110.7 (85.9) | 122.7 (122.1) |
| 最高株価 (円) | - | 4,240 1,279 | 2,385 | 2,044 | 1,885 |
| 最低株価 (円) | - | 2,657 1,121 | 1,104 | 930 | 1,205 |

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社は、2016年6月22日付で株式1株につき100,000株の株式分割を行いました。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 当社は、2018年4月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行いました。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
4. 第9期より連結財務諸表を作成しているため、持分法を適用した場合の投資利益、第9期以降の営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
5. 第6期の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
6. 当社は、2018年4月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行いました。第7期の1株当たり配当額については、当該株式分割前の実際の配当額を記載しております。また、第7期の1株当たり配当額には、上場記念配当8円00銭、第10期の1株当たり配当額には、創業10周年記念配当5円00銭を含んでおります。
7. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第6期は、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であったため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
8. 第6期の株価収益率は当社株式が非上場であったため記載しておりません。
なお、第7期の株価収益率については、2018年4月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行いました。第7期の期末日における株価が権利落後の株価となったため、期末日の株価に当該株式分割の分割比率を加味して計算しております。
9. 従業員数は就業人員であります。なお、平均臨時従業員数は100分の10未満であるため記載しておりません。
10. 第6期及び第7期の株主総利回り及び比較指標は、当社株式は2017年10月5日に東京証券取引所マザーズに上場したため、記載しておりません。
11. 最高株価及び最低株価は2021年1月13日までは東京証券取引所マザーズ、2021年1月14日以降は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。ただし、当社株式は2017年10月5日から東京証券取引所マザーズに上場されており、それ以前の株価については該当事項はありません。また、印は、株式分割(2018年4月1日付で1株を3株とする)による権利落ち後の最高、最低の株価であります。

2 【沿革】

提出会社は、2011年12月に東京都港区において、障害者の就労促進をはじめとする障害福祉サービスを事業目的として、ウェルビー株式会社を設立いたしました。

これまでの経緯は、次のとおりであります。

| 年月 | 概要 |
|----------|--|
| 2011年12月 | 障害者の就労促進を目的に東京都港区にウェルビー株式会社を設立(資本金300万円)。 |
| 2012年4月 | 千葉県船橋市にウェルビー西船橋駅前センター(就労移行支援事業所)を開設。 |
| 2013年9月 | 東京都千代田区神田佐久間町に登記上の本店所在地を移転。 |
| 2014年6月 | 埼玉県の委託事業として、埼玉県草加市にジョブセンター草加を設け、発達障害者に特化した就労移行支援事業を開始。 埼玉県川越市にハビー川越教室(児童発達支援事業所)を開設。未就学児向けに療育事業を開始。 |
| 2014年7月 | 東京都千代田区神田小川町に本社機能を新設。 |
| 2015年4月 | 関東圏以外で初めて愛知県名古屋市にウェルビー名古屋駅前センター(就労移行支援事業所)を開設。 |
| 2015年11月 | 東京都足立区に特定相談支援事業所(ウェルビー北千住駅前センターに併設)を開設。 |
| 2016年2月 | 東京都千代田区三崎町に本社機能を移転。 |
| 2016年11月 | 埼玉県川越市にハビープラス川越教室(放課後等デイサービス事業所)を開設。小中高生向けに療育事業を開始。 |
| 2017年5月 | 福岡県北九州市にウェルビーチャレンジ小倉センター(自立訓練(生活訓練)事業所)を開設。 |
| 2017年10月 | 東京証券取引所マザーズに株式を上場。 |
| 2018年1月 | 東京都中央区銀座に本社機能を移転。 |
| 2018年4月 | 大阪府大阪市及び東京都杉並区に就労定着支援事業所を開設。 |
| 2019年4月 | 当社100%出資にてウェルビーリンク株式会社を設立。 |
| 2020年2月 | 株式会社アイリスの株式を100%取得し完全子会社化。 |
| 2021年1月 | 東京証券取引所市場第一部へ市場変更 |

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社（株式会社アイリス）、非連結子会社（ウェルビーリンク株式会社）の計3社により構成されております。1人でも多くの障害者の方に、成長と活躍の場を提供したいという思いのもと、創業以来、障害者・障害児向けの福祉サービスを一貫して提供しております。大人向けの「就労移行支援事業」と、子供向けの「療育事業」を主な内容として事業活動を展開しております。

なお、当社グループは、障害福祉事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) 就労移行支援事業について

障害のある方の「働くこと」をサポートする就労移行支援事業として、障害者総合支援法に規定する就労移行支援事業「ウェルビー」を中心に提供しております。その他、就労移行支援事業と関わりがあるサービスとして、障害者総合支援法に規定する就労定着支援事業、特定相談支援事業、自立訓練(生活訓練)事業を提供しております。また、障害者総合支援法に規定されない事業として、官公庁からの業務受託や企業向けのサービスも提供しております。

就労移行支援事業

当事業では、一般就労等を希望する原則18歳以上65歳未満の障害や難病のある方を対象に、就労に必要な知識及び能力向上のための必要な職業訓練や求職活動に関する支援を提供しております。2021年3月末現在、「ウェルビー」80カ所においてサービスを提供しております。

その他

(イ) 就労定着支援事業

当事業では、主に就労移行支援事業所の利用を経て一般就労へ移行した障害者を対象に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、企業や関係諸機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を提供しております。2021年3月末現在、66カ所の事業所においてサービスを提供しております。

(ロ) 特定相談支援事業

当事業では、障害者向けの基本相談支援と計画相談支援の2つのサービスを提供しております。

障害福祉サービスを利用する前段階として、利用者に適した「サービス等利用計画」を作成し、利用計画を作成した後も定期的に障害福祉サービスの利用状況などをモニタリングして、変更が必要な場合には利用計画の改善を行っております。2021年3月末現在、4カ所の事業所においてサービスを提供しております。

(ハ) 自立訓練(生活訓練)事業

当事業では、施設や病院に長期入所又は長期入院していた方などを対象に、地域生活を送る上でまず身につけてはならない基本的なことを中心に訓練を行い、障害のある方の地域生活への移行の支援を行っております。2021年3月末現在、1カ所の事業所においてサービスを提供しております。

(ニ) 官公庁からの受託事業

埼玉県から、発達障害者に特化した『就労の相談から就職そして職場定着まで』をワンストップで支援する「ジョブセンター」（発達障害者就労支援センター）の運営を、2021年3月末現在、3カ所を受託しております。

(ホ) 企業向けサービス

企業向けに、障害者雇用に関する総合的なコンサルティングサービスを、ウェルビーリンク株式会社において提供しております。

(2) 療育事業について

幼少期からの早期療育活動が二次障害^(注)の予防に効果的で、かつ将来の就職や職場定着率に寄与していくと考えられることから、子ども向けの療育事業を提供しております。具体的には、児童福祉法に規定する未就学児を対象とした児童発達支援サービスと、小学生・中学生・高校生を対象とした放課後等デイサービスを提供しております。その他、障害児相談支援事業も提供しております。

(注)二次障害：子どもが抱えている困難さを周囲が理解して対応しきれないために、本来抱えている困難さとは別の二次的な情緒や行動の問題が出てしまうこと

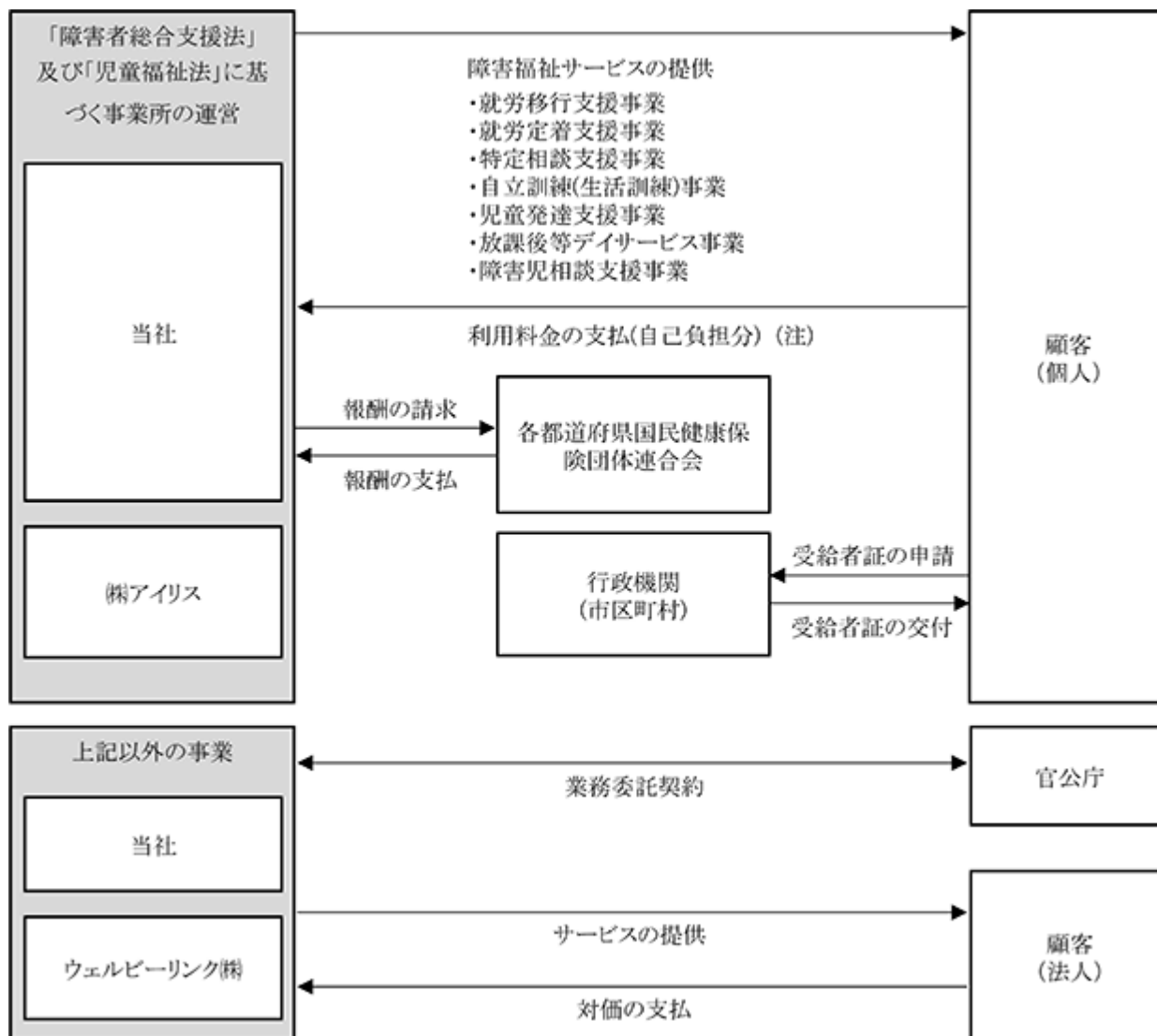
児童発達支援事業

当事業では、発達障害をもつ未就学児(以下、利用者)に対し、個性にあわせた、成長・発達を促す指導を行っております。2021年3月末現在、ウェルビー株式会社が運営する療育事業所32カ所及び株式会社アイリスが運営する療育事業所8カ所においてサービスを提供しております。

放課後等デイサービス事業

当事業では、小学生・中学生・高校生(以下、利用者)向けに、学校の授業終了後や長期休暇中などに、一人ひとりの発達段階等に合わせた様々な支援を行っております。2021年3月末現在、ウェルビー株式会社が運営する療育事業所12カ所及び株式会社アイリスが運営する療育事業所8カ所においてサービスを提供しております。

以上述べました事項を事業系統図によって示すと、次のとおりであります。



(注) 「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づいて運営する事業所の利用料金は、所得に応じて下図のとおり負担上限月額が設定されております。そのため1ヶ月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。また、下図に関わらず、2019年10月から、就学前の障害児の発達支援の無償化が実施され、「満3歳になって最初の4月から小学校入学までの3年間」は自己負担は生じません。

2021年3月31日現在

| 区分 | 所得区分の認定方法 | | 負担上限月額 | |
|------|----------------|--------------|-----------|--------|
| 生活保護 | 生活保護を受給されている世帯 | | 0円 | |
| 低所得 | 市区町村民税非課税世帯 | | 0円 | |
| 一般1 | 市町村民税課税世帯 | 就労移行支援事業の利用者 | 所得割16万円未満 | 9,300円 |
| | | 療育事業の利用者 | 所得割28万円未満 | 4,600円 |
| 一般2 | 上記以外 | | 37,200円 | |

4 【関係会社の状況】

| 名称 | 住所 | 資本金又は 出資金 (千円) | 主要な事業 の内容 | 議決権の所有 (又は被所有) 割合(%) | 関係内容 |
|---------------------|---------------|----------------------|---------------------------|----------------------------|----------------|
| (連結子会社) 株式会社アイリス | 大阪府大阪市中央 区 | 20,100 | 児童福祉法に基 づく療育事業所 の運営 | 100 | 資金の貸付 役員の兼務 |

(注) 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年3月31日現在

| セグメントの名称 | 従業員数(名) |
|------------|---------|
| 障害福祉サービス事業 | 934 |
| 合計 | 934 |

- (注) 1. 当社グループは、障害福祉サービス事業の単一セグメントであるため、当社グループ全社合計での従業員数を記載しております。
2. 従業員数が前連結会計年度末と比較して111名増加しております。主として業容の拡大による期中採用者が増加したことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

| 従業員数(名) | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) | 平均年間給与(千円) |
|---------|---------|-----------|------------|
| 882 | 37.86 | 2.69 | 3,801 |

- (注) 1. 当社は、障害者福祉サービス事業の単一セグメントであるため、全社合計での従業員数を記載しております。
2. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除く)であります。臨時従業員、パートタイマーは含んでおりません。
3. 臨時従業員数は、従業員数の100分の10未満であるため記載しておりません。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5. 従業員数が前事業年度末と比較して119名増加しております。主として業容の拡大による期中採用者が増加したことによるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「全従業員の自己実現と幸福を追求するとともに、すべての人が「希望」を持てる社会の実現に向けて」という理念のもと、社員の育成や労働環境の向上に力を入れるとともに、1人でも多くの障害者の方に、成長と活躍の場を提供することを会社の経営の基本方針としております。

(2) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループを取り巻く事業環境について、わが国の障害者の総数は936.6万人であり、障害者数全体は増加傾向にあります。障害福祉サービスの利用者も年々増加しており、2018年9月から2019年9月までのサービス利用者数の伸び率は全体で6.1%となっております。このうち、当社グループの主なサービス対象である精神障害者の伸び率は8.8%、障害児の伸び率は11.0%であり、とりわけ高い伸び率となっております（厚生労働省「障害福祉分野の最近の動向」、2020年）。これらの増加傾向は中長期的に継続していくものと考えております。

当社グループは、このような事業環境のなか、就労移行支援事業においては全国規模で、また、療育事業においては首都圏及び近畿圏を中心に事業所の継続的拡大を進めてまいります。さらに、新規サービスの開発や経営の効率化を図り、障害者・障害児支援に対する高度化・複雑化するニーズに応えていきます。

(3) 目標とする経営指標

当社グループは、持続的な成長と企業価値の向上のため、収益力を高めるとともに、経営の効率化を図ってまいります。売上高及び売上高営業利益率を重要な経営指標と位置づけ、各経営課題に取り組んでまいります。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループは、法令を遵守し、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組み、継続的に企業価値を高めていく上で、以下の項目を重要課題として取り組んでまいります。

人材の確保と社員育成

当社グループは、全国規模で事業所の開設を継続的に進めておりますが、社会的な要請や当社サービスの利用者のニーズに応えるために、情熱と愛情のある優秀な人材の継続的確保及び定着化を重要な課題の一つとして認識しております。

そこで、有資格者や経験の豊富な社員のみならず、高い意識をもった社員を適正に配置するため、働き甲斐がある職場環境を構築することに努めております。

具体的には、採用においては、採用担当者を増員し採用力を強化するとともに、中途採用及び新卒採用を継続的に実施し、人員体制の拡充を図ってまいります。人事制度においては、障害福祉の支援員として専門性を深めていくキャリアパスだけでなく、多店舗展開を担う現場マネジメント職のキャリアパスの整備にも取り組んでまいります。

さらに、離職率低減に向けた取り組みとして、管理部門への業務集約化や各種システムの導入と整備を進め、支援員の業務負担の軽減を図ってまいります。また、従業員専用の相談窓口を設置するなど、現場の意見を経営に反映させるための取り組みを行っております。

持続的な事業展開の推進

当社グループは、全国規模で事業所開設を進めておりますが、今後も持続的に事業展開を推進していくために、業務の標準化が課題であると認識しております。

そのために、業務マニュアルを継続的に改善し、その徹底に努めておりますが、今後も一層の業務の標準化に取り組んでまいります。

知名度の向上

当社グループは、障害者向けサービスを行っておりますが、競合他社を含め多くの事業所がある首都圏を除き

ますと、就労移行支援事業や児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業といった障害福祉サービスの認知度は高いとはいえ、今後は、当社グループの提供するカテゴリーの障害福祉サービスの存在を首都圏以外の地域に浸透させることが求められます。

当社グループは、地方拠点の開設のほか、学会参加や広報活動を通じた全国的な知名度向上が、利用者紹介の機会増につながるものと考えており、1人でも多くの障害者の方に成長と活躍の場を提供することを通じて、地域社会の発展に取り組んでまいります。

就職後のサービスの強化

当社グループの就労移行支援事業におきましては、当社グループのサービスを経て就職をした利用者が、その職場で長く働き自立することができるようにすることが課題であると認識しております。収益面においても、就労移行支援事業所においては、職場定着者が多いほど、それぞれの事業所ごとに設定される基本報酬は上昇します。また、2018年4月から開始された就労定着支援事業所においては、当社グループの就労移行支援事業所を経て就職した職場定着者が主な利用対象者となりますので、職場定着者が多いほど報酬は増えていきます。以上により、定着支援で成果をあげることで、売上の拡大及び利益率の向上につながっていきます。

また、利用者個人に対する公費内のサービスだけではなく、障害者雇用で課題をかかえる企業や地方公共団体に対するサービスの開発にも努め、収益基盤の拡大に取り組んでまいります。

カリキュラムの継続的改善

当社グループは、利用者への教育的効果を高めるために、提供するカリキュラムを継続的に改善していくことが課題であると認識しております。

そのために、大学や医療機関等との連携を強化し知見をアップデートするとともに、最新の研究成果と環境の変化に対応したカリキュラム開発に取り組んでまいります。

必要な法令の遵守

当社グループが展開する事業におきましては、各種法令及び制度に基づいたサービス提供がほとんどであり、障害者総合支援法、児童福祉法等の関連法令の遵守が事業継続の大前提であります。

当社グループでは、これらの法令に基づき事業活動を行う中で、今後予想される法改正に柔軟に対応しつつ、持続可能な障害福祉サービス体制の構築を推進してまいります。

コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、持続的な企業価値向上を実現するためには、コーポレート・ガバナンスの強化は重要な課題の一つであると認識しております。

当社グループでは、業務執行に対する監督体制を強化することにより透明性の高い経営を目指すとともに、内部統制機能の強化及びコンプライアンス遵守を推進し、企業価値の持続的向上を実現する体制の構築に努めております。

具体的には、社外取締役の活用や監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携を図り、取締役会の経営戦略策定機能・監督機能を十分に発揮できる体制を整えております。

今後におきましても、内部統制の実効性を高めコーポレート・ガバナンスを充実していくことにより内部管理体制の強化を図り、リスク管理の徹底とともに強固なコンプライアンス体制の構築に取り組んでまいります。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 法的規制等について

当社グループは、事業活動を行う上で、障害者総合支援法、児童福祉法等様々な法規制の適用を受けております。

当社グループでは、法令・諸規則遵守の強化を図るため、内部管理体制の整備・強化に努めておりますが、今後、これらの法律の改廃、法的規制の新設、適用基準の変更等がなされた場合、また、何らかの事情により法律に抵触する事態が生じた場合には、当社グループの事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。今後の事業展開や業績への影響の程度を鑑みて、最重要のリスクと認識しております。

とりわけ当社グループの主な事業モデルは、国からの報酬を主な収益源としており、3年ごとに実施される報酬改定にて下方の改定や予期しない改定が行われた場合には業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

直近の報酬改定(2021年4月)においては、サービスの質を評価する報酬体系がいっそう強化されております。当社グループの主力サービスである就労移行支援事業所の報酬において、職場定着実績が重視される点は今後も継続するものと想定しており、各事業所において利用者の職場定着実績を着実に積み重ね、報酬改定のリスクに備えていきます。

また、各事業所は、都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市長から設置の指定(6年ごとの更新)を受けるものであり、指定には人員、設備及び運営に関する基準が規定されており、これらの規定に従って営業する必要があります。当社グループの提供する障害福祉サービス事業に必要な指定は、以下の通りです。

| 取得 | 所轄官庁 | 許認可名称 | 許認可内容 | 有効期限 | 主な許認可取消事由 |
|------------|-------|---------------|---------------------|--------------|---------------------------|
| 当社グループ各事業所 | 都道府県等 | 指定障害福祉サービス | 障害者総合支援法の就労移行支援 | 6年毎の更新 | 障害者総合支援法第50条(指定の取消等) |
| | | | 障害者総合支援法の就労定着支援 | | 障害者総合支援法第50条(指定の取消等) |
| | | | 障害者総合支援法の自立訓練(生活訓練) | | 障害者総合支援法第50条(指定の取消等) |
| | | | 障害者総合支援法の特定相談支援 | | 障害者総合支援法第51条の29の2(指定の取消等) |
| | | | 児童福祉法の児童発達支援 | | 児童福祉法第21条の5の24 |
| | | | 児童福祉法の放課後等デイサービス | | 児童福祉法第21条の5の24 |
| | | 児童福祉法の障害児相談支援 | | 児童福祉法第24条の36 | |

指定は事業所単位で取得しており、法人全体として組織的な不正が認められるといった場合を除き、指定の取消等についても事業所毎に検討されます。現時点において、当社グループの運営する事業所に指定取消や営業停止は発生しておりませんが、今後何らかの原因によりこれらの指定が取り消された場合や営業停止となった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

特に、各事業所には指定を受ける際に利用定員が定められており、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」では省令^{(注)1}にて、「事業者は、利用定員を超えてサービスの提供を行ってはならないが、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない」ことが定められております。

また、厚生労働省の通知^{(注)2}にて、報酬の減算対象は、単日で定員の150%、3ヶ月の平均が就労移行支援事業では定員の125%、療育事業では定員の130%をそれぞれ超過する場合と定められております。そして、各都道府県知事は減算の対象となる定員超過利用については指導すること、また、指導に従わず、減算対象となる定員超過利用を継続する場合には、指定の取消しを検討すると定められており、その運用は各自治体に委ねられております。

さらに、厚生労働省の通知^{(注)3}には、「原則として利用定員の超過は禁止だが、適正なサービスの提供が確保されること」が前提とされ、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存する場合に限り、可能である旨が定められております。

当社グループでは、上記の省令や通知事項等を遵守し、細心の注意を払っておりますが、今後、各自治体の運用方針や通知事項が変更された場合には、これまで通りの運営が困難となり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

- (注) 1. 就労移行支援事業：「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」
療育事業：「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」
2. 就労移行支援事業：「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」
療育事業：「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」
3. 就労移行支援事業：「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業所等の人員、設備及び運営に関する基準について」
療育事業：「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」

(2) 人材の確保について

当社グループが展開する事業は、人材によるサービスの提供が主であり、今後の事業拡大に応じた継続的な人材の確保及び優秀な人材の育成が必要となります。

また、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく事業者として、有資格者の配置を含む一定の人員基準及び設備基準が定められております。

当社グループにおいては、長期的にサービスを提供する人材の確保・定着の推進を図るため、能力・資格・経験等に応じた処遇面の見直しや、福利厚生充実等により社員定着率の向上に努めておりますが、今後の事業展開及び拡大に際して十分な人員確保が困難となった場合又は既存人員の流出等が生じた場合には、当社グループの事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 個人情報保護について

当社グループのサービスの特性上、利用者及び保護者の氏名、住所、職業等の個人情報保護法に定められた個人情報を保持しております。当社グループでは、これらの個人情報の保護を重大な経営課題と認識し、個人情報の適正な取得及び厳重な管理のために、全社員を対象に各種規程の周知徹底、並びに社内教育を実施し、個人情報漏洩の防止に取り組んでおります。しかしながら、これらの取り組みにもかかわらず、何らかの原因によって個人情報が流出した場合、あるいは社会保障・税番号制度(いわゆるマイナンバー制度)の導入に対して適正な対応ができない場合は、当社グループへの社会的信用が失墜し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 安全衛生管理について

当社グループの就労移行支援事業所においては、各事業所にオフィスを模した机やコピー機、書棚等の什器・備品があり、利用者がケーブル等により転倒する可能性もあり、不慮の事故によって利用者の生命に関わる重大な事故に発展する可能性があります。また、各事業の運営する施設内におきましては、サービス利用者に対して昼食を提供しており、食中毒や集団感染等が発生する可能性があります。

当社グループにおきましては、事故防止対策等について徹底した社員教育を行うとともに、安全・衛生管理等について一層の強化に努めておりますが、万が一、サービス提供時に事故等が発生し、又は食中毒や感染症等が拡大し、当社グループの責任が問われた場合には、当社グループの事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 訴訟等について

当社グループではサービスを提供する全社員に対して教育研修を実施し、多様な状況に対応できるように取り組んでおります。しかしながら、利用者の症状の悪化等による訴訟等で過失責任が問われるような事態が生じた場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(6) 風評等の影響について

当社グループの事業は、利用者やその家族に加え、就労先の企業や、行政、教育機関、医療機関等の関係機関、又は地域社会との連携により成り立っております。当社グループの社員には、企業理念を浸透させ、コンプライアンスを遵守する意識を高く保つように社員教育を徹底しております。しかしながら、社員の不祥事等何らかの事象の発生や、当社グループに対して不利益な情報や風評が流れた場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(7) 競合について

当社グループが属する障害福祉サービス業界は、提供するサービス内容が人材の質に左右される傾向の強い業種であるため、当社グループの持つ採用力や人材育成のノウハウは短期間で構築することは難しいと考えております。しかしながら、当連結会計年度末現在において、首都圏における競争環境は激化する兆しもあり、更なる競合他社の事業の拡大や新規参入等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(8) 特定事業への依存について

当社グループの主力事業は就労移行支援事業であり、その売上高の構成比は2021年3月期で73.6%となっております。そのうち、障害者総合支援法に規定する事業所からの報酬が大半を占めます。

今後は療育事業に係る売上高の増加や、高度化・複雑化するニーズに応えるためにも新規サービスの開発を図り、障害者総合支援法に規定する就労移行支援事業に係る売上高の構成比率の低下を図ってまいります。想定どおりに減少することは保証できず、障害者総合支援法に規定する就労移行支援事業への依存が継続する可能性があります。

このため障害者総合支援法の制定・改廃等が行われ当社グループの事業活動が制約された場合や、当社グループの運営する就労移行支援事業所に指定取消や営業停止が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 自然災害について

当社グループは、本部機能のある首都圏を中心に、また直近では全国規模で事業所を開設し事業を展開しておりますが、当該地域において大規模な地震や台風等による自然災害が発生した場合には、正常な事業活動が困難となる恐れがあり、当社グループの事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症について、検温やアルコール消毒の徹底やオンライン支援の導入といった感染症対策を実施した上でサービス提供を継続しておりますが、営業先や利用者のあいだで感染が拡大した場合、新規利用者の獲得が困難になることや既存利用者の来所自粛等によって利用者数が減り、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(11) 特定経営者への依存について

当社創業者であり代表取締役社長である大田誠は、当社グループの経営方針や事業戦略の立案・決定における中枢として重要な役割を果たしております。

当社グループは、取締役会や経営会議等において役員及び社員への情報共有や権限委譲を進める等、組織体制の強化を図りながら、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由で同氏が当社グループの業務を継続することが困難になった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 社歴が浅いことについて

当社グループは、2011年12月に設立、2021年4月に設立11期目を迎えましたが、社歴の浅い会社であります。そのため、財政状態及び経営成績を比較するための継続的な情報提供が困難な状況となっております。当社グループは、今後もIR活動などを通じて当社グループの経営状態を積極的に開示してまいります。経営成績などの比較には時間の経過が不可欠であり、現時点において今後、当社グループが成長を続けることができるかなどを予測する客観的な判断材料として過年度の経営成績だけでは不十分な面があると考えられます。

(13) 固定資産の減損について

当社グループは、新規出店の加速により固定資産残高が増加しており、業績動向によっては、固定資産の減損会

計の適用に伴う損失処理が発生し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。当社グループとしては、減損処理が発生しないよう、各拠点の収益管理を徹底し、採算性の悪い拠点に対しては積極的に対策を講じておりますが、万が一、不採算拠点の増加や閉設が集中すると、多額の減損損失が発生する可能性があります。

(14) M & Aについて

当社グループは、M & Aによる事業拡大も成長戦略の一つとして進めております。また、買収にあたっては、各種デューデリジェンスを実施し、十分にリスクを検討した上で判断しております。しかしながら、期待した収益や効果が得られないことにより、のれんの減損処理を行う必要が生じた場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 新株予約権行使の影響について

当社は当社役員及び従業員並びに関係者に対し経営へのさらなるコミットメントを目的とし新株予約権を付与しております。これらの新株予約権が権利行使された場合、当社の株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。なお、当連結会計年度末現在これらの新株予約権による潜在株式数は405,000株であり、発行済株式総数28,383,000株の1.4%に相当しております。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、企業収益や雇用情勢が悪化し、大幅なマイナス成長となりました。政府や自治体による各種政策により、経済活動は回復の兆しがみられたものの、依然として感染再拡大の懸念があり、先行きは不透明な状況で推移しております。

当社グループを取り巻く障害福祉業界においては、わが国の障害者の総数は936.6万人となり、障害者数全体は増加傾向にあります。障害福祉サービスの利用者も年々増加しており、2018年9月から2019年9月までのサービス利用者数の伸び率は全体で6.1%となっております。このうち、当社グループの主なサービス対象である精神障害者の伸び率は8.8%、障害児の伸び率は11.0%であり、とりわけ高い伸び率となっております（厚生労働省「障害福祉分野の最近の動向」、2020年）。これらの増加傾向は中長期的に継続していくものと考えております。さらに、2021年3月より、民間企業における障害者の法定雇用率が2.2%から2.3%に引き上げられ、障害者雇用に対する高いニーズが見込まれます。

当社グループは、このような事業環境のなか、全国規模で事業所の継続拡大を進めてまいりました。当連結会計年度においては、新たに就労移行支援事業所を9拠点、療育事業所を5拠点開設いたしました結果、当連結会計年度末における当社グループの拠点数は、就労移行支援事業所が80拠点、療育事業所が46拠点となりました。

なお、当社グループは、障害福祉サービス事業の単一セグメントであるため、全社合計での数値を記載しております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響について、2021年3月期においては、利用者数の大きな減少は見られず、重要な影響はありませんでした。2022年3月期においても、本書提出日現在において重要な影響を与えるものではないと考えております。

これらの結果、当連結会計年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりになりました。

a. 財政状態

当連結会計年度末における資産の残高は5,473,175千円（前連結会計年度末残高4,511,219千円）で、前連結会計年度末に比べ961,956千円増加しております。当連結会計年度末における負債の残高は723,167千円（前連結会計年度末残高1,033,569千円）で、前連結会計年度末に比べ310,402千円減少しております。当連結会計年度末における純資産の残高は4,750,008千円（前連結会計年度末残高3,477,649千円）で、前連結会計年度末に比べ1,272,358千円増加しております。

b. 経営成績

当連結会計年度における経営成績は、それぞれの事業所において利用者数及び稼働率が向上するとともに、就労移行支援事業所においては前年以上の定着実績を残せたことによりサービス単価が上昇したことで、売上高及び利益率が向上し、売上高8,176,190千円（前年同期比18.9%増）、営業利益2,037,849千円（前年同期比15.9%増）、経常利益2,104,070千円（前年同期比19.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益1,523,724千円（前年同期比29.7%増）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は、前連結会計年度末に比べて565,388千円増加し、2,601,852千円となりました。

当連結会計年度末におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、獲得した資金は1,375,348千円(前連結会計年度末は1,167,158千円の獲得)となりました。

これは主に、収入として税金等調整前当期純利益2,077,193千円(同1,738,498千円)、減価償却費132,399千円(同109,207千円)、支出として売上債権の増加156,089千円(同213,724千円)、法人税等の支払による支出653,826千円(同569,775千円)によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、使用した資金は415,182千円(前連結会計年度末は483,242千円の使用)となりました。

これは主に、支出として新規事業所開設等に伴う有形固定資産の取得による支出335,657千円(同238,555千円)、敷金及び保証金の差入による支出68,327千円(同29,490千円)によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、使用した資金は394,777千円(前連結会計年度末は541,872千円の使用)となりました。

これは主に、支出として長期借入金の返済による支出79,958千円(同220,119千円)、社債の償還による支出28,400千円(同28,400千円)、配当金の支払255,632千円(同237,859千円)によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループは顧客であるサービス利用者に対し、就労移行支援事業及び療育事業を行っており、生産活動は行っておりませんので、生産実績に関する記載をしておりません。

b. 受注実績

当社グループは受注生産を行っておりませんので、受注状況に関する記載をしておりません。

c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

| セグメントの名称 | 期末拠点数 | 販売高 (千円) | 前年同期比 (%) |
|------------|-------|-------------|--------------|
| 障害福祉サービス事業 | 126 | 8,176,190 | 18.9 |
| 合計 | 126 | 8,176,190 | 18.9 |

(注) 1. 当連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

| 相手先 | 前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | | 当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) | |
|-----------------|--|-------|--|-------|
| | 販売高(千円) | 割合(%) | 販売高(千円) | 割合(%) |
| 埼玉県国民健康保険団体連合会 | 1,622,751 | 23.6 | 1,811,904 | 22.2 |
| 東京都国民健康保険団体連合会 | 1,098,327 | 16.0 | 1,111,270 | 13.6 |
| 神奈川県国民健康保険団体連合会 | 1,071,575 | 15.6 | 1,091,196 | 13.3 |

2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態の分析

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は4,080,409千円(前連結会計年度末残高3,352,506千円)で、前連結会計年度末に比べ727,903千円増加しております。主な増加要因は、現金及び預金の増加565,388千円、売掛金の増加156,089千円等によるものであります。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は1,392,766千円(前連結会計年度末残高1,158,713千円)で、前連結会計年度末に比べ234,053千円増加しております。主な増加要因は、有形固定資産の増加208,950千円、敷金及び保証金の増加39,822千円等であります。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は678,775千円(前連結会計年度末残高940,526千円)で、前連結会計年度末に比べ261,750千円減少しております。主な減少要因は、1年内返済予定の長期借入金の減少79,078千円、未払法人税等の減少109,696千円、賞与引当金の減少100,158千円等であります。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は44,391千円(前連結会計年度末残高93,043千円)で、前連結会計年度末に比べ48,651千円減少しております。主な減少要因は、社債の減少28,400千円、長期未払金の減少18,088千円等であります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は4,750,008千円(前連結会計年度末残高3,477,649千円)で、前連結会計年度末に比べ1,272,358千円増加しております。主な増加要因は、当期純利益の計上による利益剰余金の増加1,523,724千円等であります。また主な減少要因は、配当金の支払いによる利益剰余金の減少255,829千円であります。

b. 経営成績の分析

(売上高)

当連結会計年度における売上高の合計は、8,176,190千円(前連結会計年度6,878,327千円)となり、前連結会計年度と比べ1,297,863千円増加(前年同期比18.9%増)いたしました。これは、主に、既存事業所における利用者数の上昇、新規事業所の開設等による事業拡大に伴うものであります。

(売上原価及び売上総利益)

売上原価は、4,993,774千円(前連結会計年度4,135,346千円)となり、前連結会計年度と比べ858,427千円増加(前年同期比20.8%増)いたしました。これは、主に、新規開設等による事業拡大に伴う人件費や地代家賃等の増加によるものであります。この結果、売上総利益は3,182,416千円(前連結会計年度2,742,980千円)となり、439,436千円増加(前年同期比16.0%増)となりました。

(販売費及び一般管理費及び営業利益)

販売費及び一般管理費は、1,144,566千円（前連結会計年度984,506千円）となり、前連結会計年度と比べ160,060千円増加（前年同期比16.3%増）いたしました。これは、主に、東京証券取引所市場第一部への市場変更に伴う上場関連費用の増加等によるものであります。この結果、営業利益2,037,849千円（前連結会計年度1,758,473千円）となり、279,375千円増加（前年同期比15.9%増）となりました。

(営業外損益及び経常利益)

営業外収益は、68,979千円（前連結会計年度9,118千円）となりました。主な内訳は、助成金収入62,274千円等であります。また、営業外費用は、2,759千円（前連結会計年度10,914千円）となりました。この結果、経常利益2,104,070千円（前連結会計年度1,756,678千円）となり、347,391千円増加（前年同期比19.8%増）となりました。

(特別損益及び当期純利益)

特別損失は26,877千円（前連結会計年度18,180千円）となりました。この内訳は、減損損失26,877千円であります。また、法人税等は、553,469千円となりました。この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は1,523,724千円（前連結会計年度1,174,383千円）となり、前連結会計年度と比べて349,340千円増加（前年同期比29.7%増）となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

a. キャッシュ・フローの分析

当社グループの当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

b. 資本の財源及び資金の流動性

当社グループの資金需要の主なものは、当社グループが運営する事業所の運転資金、事業所を新設するにあたっての設備投資資金、成長を加速するためのM & Aや新規事業開拓に伴う資金等であります。

資金需要に対しては、手許資金から充当することを基本としますが、今後事業拡大に伴い資金需要が発生した場合には、銀行等からの借入及び増資等、状況に応じた最適な資金の調達方法を選択していきます。

また、グループ各社の必要資金については、主に親会社が資金調達をし、親会社から他のグループ企業に融資していく方針であります。

株主還元については、長期に亘る安定的な経営基盤の確保を目指し、健全な財務体質の維持及び将来の事業拡大に備えるための内部留保とのバランスを図りながら、各期の経営成績及び財政状態を勘案し、株主に対して業績に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準により作成されております。連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載しております。連結財務諸表の作成にあたりまして資産・負債及び収益・費用の計上については会計基準及び実務指針等により見積り及び仮定を行っております。

なお、当期の連結財務諸表の作成にあたって、新型コロナウイルス感染症については、現時点において重要な影響を与えるものではないと考えております。ただし、今後の状況の変化によって判断を見直した結果、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において重要な影響を与える可能性があります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループは、中長期的な成長やサービスの向上、事業運営の円滑化を目的として設備投資を行っております。当連結会計年度における設備投資総額は361,313千円であり、その内訳は、建物附属設備261,650千円、工具、器具及び備品99,662千円であります。

主な設備投資の内容としましては、新規拠点開設による建物附属設備の185,798千円、工具、器具及び備品の61,163千円等であります。

当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社グループは障害福祉サービス事業の単一セグメントのため、セグメントの記載は省略しております。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

なお、当社は障害福祉サービス事業の単一セグメントのため、セグメントの記載は省略しております。

2021年3月31日現在

| 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 帳簿価額(千円) | | | | 従業員数 (名) |
|---------------------------------------|--------------|------------|---------------|-------|---------|-------------|
| | | 建物 附属設備 | 工具、器具 及び備品 | リース資産 | 合計 | |
| 本部 (東京都中央区) | 本部設備 | 26,355 | 7,759 | - | 34,114 | 53 |
| ウェルビー航空公園駅前セン ター(埼玉県所沢市) ほか79拠点 | センター関 連設備 | 263,427 | 134,480 | 1,189 | 399,097 | 565 |
| ハビー川越教室 (埼玉県川越市) ほか37拠点 | 教室関連 設備 | 290,210 | 23,863 | - | 314,074 | 264 |

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. リース契約による賃借設備として主なものは、以下のとおりであります。

| 事業所 (所在地) | 設備の内容 | リース期間 (年) | 年間リース料 (千円) | リース契約残高 (千円) |
|-----------------------------------|--------------|--------------|----------------|-----------------|
| ウェルビー松戸セン ター(千葉県松戸市) ほか22拠点 | センター関連 設備 | 5 | 6,974 | 22,450 |
| ハビー所沢教室 (埼玉県所沢市) ほか1拠点 | 教室関連設備 | 1 | 239 | 239 |

3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

4. 従業員数は就業人員であります。なお、平均臨時従業員数は100分の10未満であるため記載しておりません。

(2) 国内子会社

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当社グループの設備投資については、既存センター及び教室の稼働状況や投資効率を総合的に勘案して行っております。

なお、当社グループは障害福祉サービス事業の単一セグメントのため、セグメントの記載は省略しております。

| 事業所名 | 設備の内容 | 投資予定額 | | 資金調達方法 | 着手年月 | 完了予定年月 | 完成後の増加能力 |
|------------------------------------|--------------------|------------|--------------|--------|---------------|---------------|----------|
| | | 総額 (千円) | 既支払額 (千円) | | | | |
| ウェルビー 岡山駅前第2センター | センター関連設備及び敷金・保証金 | 12,519 | 12,519 | 自己資金 | 2020年 10月 | 2021年 4月 | (注) 2 |
| ウェルビー 梅田センター | センター関連設備及び敷金・保証金 | 9,390 | 9,390 | 自己資金 | 2020年 12月 | 2021年 5月 | (注) 2 |
| ウェルビー 高松センター | センター関連設備及び敷金・保証金 | 14,911 | 12,361 | 自己資金 | 2021年 1月 | 2021年 6月 | (注) 2 |
| ハビー朝霞台教室 | 教室関連設備及び敷金・保証金 | 19,164 | 2,371 | 自己資金 | 2021年 3月 | 2021年 4月 | (注) 2 |
| ハビー 本八幡駅北口教室 | 教室関連設備及び敷金・保証金 | 23,415 | 4,500 | 自己資金 | 2021年 2月 | 2021年 5月 | (注) 2 |
| ハビー たまプラザ教室 | 教室関連設備及び敷金・保証金 | 16,702 | 16,702 | 自己資金 | 2020年 9月 | 2021年 6月 | (注) 2 |
| ウェルビーセンター 2022年3月期 開設予定7センター | センター関連設備及び敷金・保証金 | 106,020 | | 自己資金 | 2022年 3月期中 | 2022年 3月期中 | (注) 2 |
| 療育教室 2022年3月期 開設予定1教室 | 教室関連設備 及び敷金・保証金 | 17,416 | | 自己資金 | 2022年 3月期中 | 2022年 3月期中 | (注) 2 |

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力につきましては、合理的に算定できないため記載しておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 103,200,000 |
| 計 | 103,200,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 事業年度末現在 発行数(株) (2021年3月31日) | 提出日現在 発行数(株) (2021年6月25日) | 上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名 | 内容 |
|------|-----------------------------------|---------------------------------|------------------------------------|---------------------|
| 普通株式 | 28,383,000 | 28,383,000 | 東京証券取引所 (市場第一部) | 単元株式数は100株 あります。 |
| 計 | 28,383,000 | 28,383,000 | | |

- (注) 1. 提出日現在発行済株式数には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。
2. 2021年1月14日付で、当社株式は東京証券取引所マザーズから東京証券取引所市場第一部へ市場変更しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第2回新株予約権

当社は、会社法に基づき新株予約権を発行しております。

| | |
|--|---------------------------------------|
| 決議年月日 | 2016年6月27日の臨時株主総会並びに2016年6月27日の取締役会決議 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 1名 当社従業員 17名 |
| 新株予約権の数(個) | 130,000(注)1 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 390,000 (注)1、5 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 8 (注)2、5 |
| 新株予約権の行使期間 | 2018年6月28日から 2026年6月27日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 8 (注)5 資本組入額 4 (注)5 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による取得については、取締役会の承認を要する |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)4 |

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2021年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、3株であります。

ただし、当社が普通株式の分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て。)、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消滅していない新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消滅していない新株予約権の総数を乗じた数とする。

2. 新株予約権の割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整します。

(1) 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、募集株式を発行又は自己株式の処分を行う場合(当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

(3) 当社が合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当てを受けた際に当社取締役(社外取締役である者を除く)であった新株予約権者は、当社の取締役・従業員のいずれの地位をも喪失したときは、新株予約権を行使することができない。

(2) 新株予約権の割当てを受けた際に当社社外取締役であった新株予約権者は、当社の取締役・監査役のいずれの地位をも喪失したときは、新株予約権を行使することができない。

(3) 新株予約権の割当てを受けた際に当社従業員であった新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役・監査役・従業員のいずれの地位をも喪失したときは、新株予約権を行使することができない。

(4) 上記(注)3(1)乃至(注)3(3)にかかわらず、新株予約権者が行使期間内に死亡した場合、その者の相続人

は、1名に限り新株予約権を行使することができる。

4. 組織再編に伴う新株予約権の承継は、以下のとおりであります。
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、当社取締役会が別途定める日の到来をもって残存新株予約権の全部を無償にて取得することができ、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後払込金額に上記(注)4(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれが遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使の条件
上記(注)3に準じて決定する。
 - (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定する。
 - イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (9) 新株予約権の取得条項
下記の新株予約権の取得に関する事項に準じて決定する。
 - イ 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画書承認の議案、又は当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約書もしくは新設分割計画書承認の議案について当社の株主総会で承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
 - ロ 本新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- ハ 本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
5. 当社は、2018年2月14日の取締役会の決議により、2018年4月1日付で1株を3株とする株式分割を実施しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

第1回新株予約権

当社は、会社法に基づき新株予約権を発行しております。

| | |
|--|--------------------------------------|
| 決議年月日 | 2016年6月27日の臨時株主総会並びに2016年7月1日の取締役会決議 |
| 新株予約権の数(個) | 5,000(注)2 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 15,000(注)2 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 7.4(注)3 |
| 新株予約権の行使期間 | 2016年7月16日から 2026年7月15日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 7.8 資本組入額 3.9 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)4 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による取得については、取締役会の承認を要する |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)5 |

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2021年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき1.2円で有償発行しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、3株であります。

ただし、当社が普通株式の分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て。)、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消滅していない新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消滅していない新株予約権の総数を乗じた数とする。

3. 新株予約権の割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整します。

(1) 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる0.1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、募集株式を発行又は自己株式の処分を行う場合(当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる0.1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

(3) 当社が合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

4. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1) 当社が本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には行使できない。

(2) 本新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、当社の監査済み本決算における当社損益計算書に記載の最終利益が一度でもマイナスになった場合、本新株予約権者は残存するすべての新株予約権を行使できないものとする。

5. 組織再編に伴う新株予約権の承継は、以下のとおりであります。

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株

予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、当社取締役会が別途定める日の到来をもって残存新株予約権の全部を無償にて取得することができ、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後払込金額に上記(注)5(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
上記(注)4に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定する。
 - イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の取得条項
下記の新株予約権の取得に関する事項に準じて決定する。
 - イ 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画書承認の議案、又は当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約書もしくは新設分割計画書承認の議案について当社の株主総会で承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
 - ロ 本新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ハ 本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
6. 当社は、2018年2月14日の取締役会の決議により、2018年4月1日付で1株を3株とする株式分割を実施しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金 増減額 (千円) | 資本金 残高 (千円) | 資本準備金 増減額 (千円) | 資本準備金 残高 (千円) |
|-----------------------------------|-----------------------|----------------------|--------------------|-------------------|----------------------|---------------------|
| 2016年6月22日 (注) 1 | 5,999,940 | 6,000,000 | | 3,000 | | |
| 2016年7月1日 (注) 2 | 2,600,000 | 8,600,000 | 28,600 | 31,600 | 28,600 | 28,600 |
| 2017年10月4日 (注) 3 | 250,000 | 8,850,000 | 296,700 | 328,300 | 296,700 | 325,300 |
| 2018年4月1日 (注) 4 | 17,700,000 | 26,550,000 | | 328,300 | | 325,300 |
| 2018年4月1日～ 2019年3月31日 (注) 5 | 1,050,000 | 27,600,000 | 4,104 | 332,404 | 4,104 | 329,404 |
| 2019年4月1日～ 2020年3月31日 (注) 5 | 225,000 | 27,825,000 | 883 | 333,287 | 883 | 330,287 |
| 2020年4月1日～ 2021年3月31日 (注) 5 | 558,000 | 28,383,000 | 2,232 | 335,519 | 2,232 | 332,519 |

(注) 1. 株式分割(1:100,000)によるものであります。

2. 有償第三者割当

発行価格 22円

資本組入額 11円

割当先 大田 誠

3. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 2,580円

引受価額 2,373.6円

資本組入額 1,186.8円

4. 株式分割(1:3)によるものであります。

5. 新株予約権の権利行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

| 区分 | 株式の状況(1単元の株式数100株) | | | | | | | | 単元未満 株式の状況 (株) |
|-----------------|--------------------|--------|--------------|------------|--------|------|-----------|---------|----------------------|
| | 政府及び 地方公共 団体 | 金融機関 | 金融商品 取引業者 | その他の 法人 | 外国法人等 | | 個人 その他 | 計 | |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数 (人) | | 18 | 33 | 62 | 51 | 17 | 7,984 | 8,165 | |
| 所有株式数 (単元) | | 44,342 | 11,398 | 1,109 | 26,307 | 86 | 200,506 | 283,748 | 8,200 |
| 所有株式数 の割合(%) | | 15.63 | 4.02 | 0.39 | 9.27 | 0.03 | 70.66 | 100.00 | |

(注) 自己株式129株は、「個人その他」に1単元、「単元未満株式の状況」に29株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 発行済株式 (自己株式を 除く。)の総数 に対する所有 株式数の割合 (%) |
|---|--|---------------|---|
| 大田 誠 | 東京都港区 | 11,872 | 41.83 |
| 千賀 貴生 | 東京都渋谷区 | 1,732 | 6.10 |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口) | 東京都中央区晴海一丁目8番12号 | 1,528 | 5.38 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 東京都港区浜松町二丁目11番3号 | 1,342 | 4.73 |
| 伊藤 浩一 | 茨城県つくばみらい市 | 820 | 2.88 |
| 野村信託銀行株式会社(投信口) | 東京都千代田区大手町二丁目2番2号 | 730 | 2.57 |
| 浜地 裕樹 | 埼玉県三郷市 | 730 | 2.57 |
| GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店) | BANKPLASSEN 2,0107 OSLO 1 OSLO 0107 NO (東京都新宿区新宿六丁目27番30号) | 620 | 2.18 |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505038 (常任代理人 香港上海銀行東京支店) | HAMGATAN 12, S-10371 STOCKHOLM SWEDEN (東京都中央区日本橋三丁目11番1号) | 481 | 1.69 |
| 住友生命保険相互会社 | 東京都中央区築地七丁目18番24号 | 317 | 1.11 |
| 計 | - | 20,176 | 71.08 |

(注) 1. 日本カストディ信託銀行株式会社(信託口)、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)及び野村信託銀行株式会社(投信口)の所有株式は、信託業務に係る株式です。

2. 2021年1月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、JPモルガン証券株式会社及びその共同保有者2社が2020年12月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

| 氏名又は名称 | 住所 | 保有株券等の数 (株) | 株券等保有割合 (%) |
|----------------------------|--------------------------------------|----------------|----------------|
| JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社 | 東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 | 1,105,500 | 3.89 |
| JPモルガン証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 | 18,900 | 0.07 |
| J.P. Morgan Securities plc | 英国、ロンドンE14 5JP カナリー・ウォーフ、バンク・ストリート25 | 45,300 | 0.16 |

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年3月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|-------------------------|----------|----|
| 無議決権株式 | | | |
| 議決権制限株式(自己株式等) | | | |
| 議決権制限株式(その他) | | | |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己所有株式) 普通株式 100 | | |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 28,374,700 | 283,747 | |
| 単元未満株式 | 普通株式 8,200 | | |
| 発行済株式総数 | 28,383,000 | | |
| 総株主の議決権 | | 283,747 | |

【自己株式等】

2021年3月31日現在

| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|-----------------------|---------------------|----------------------|----------------------|---------------------|------------------------------------|
| (自己保有株式) ウェルビー株式会社 | 東京都中央区銀座二丁目3 番6号 | 100 | | 100 | 0.00 |
| 計 | | 100 | | 100 | 0.00 |

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議または取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

| 区分 | 当事業年度 | | 当期間 | |
|--|--------|-----------------|--------|-----------------|
| | 株式数(株) | 処分価額の総額 (千円) | 株式数(株) | 処分価額の総額 (千円) |
| 引き受ける者の募集を行った 取得自己株式 | | | | |
| 消却の処分を行った取得自己株式 | | | | |
| 合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式 | | | | |
| その他 | | | | |
| 保有自己株式数 | 129 | | 129 | |

(注) 当期間における処理自己株式数及び保有自己株式数には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までに処理されたものは含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、長期に亘る安定的な経営基盤の確保を目指し、健全な財務体質の維持及び将来の事業拡大に備えるための内部留保とのバランスを図りながら、各期の経営成績及び財政状態を勘案し、剰余金の配当を実施していく方針であります。

当社の剰余金の配当につきましては、期末配当は株主総会が、中間配当は取締役会が決定機関となっております。中間配当につきましては、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

上記方針に基づき、当事業年度に係る剰余金の配当につきましては、1株当たり16.0円（中間配当4.7円、創業10周年記念配当5.0円を含む期末配当11.3円）としました。

また、次期の配当金につきましては、1株当たり16.1円（中間配当8.0円、期末配当8.1円）を計画しております。

内部留保資金につきましては、経営体質の強化と事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は、以下のとおりであります。

| 決議年月日 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり配当額 (円) |
|------------------------|----------------|-----------------|
| 2020年11月13日 取締役会決議 | 133,399 | 4.7 |
| 2021年6月25日 定時株主総会決議 | 320,726 | 11.3 |

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方として、経営管理体制を整備し迅速な意思決定や適切な業務執行とともに、経営の健全化と透明性を高める経営監視システムを強化し、機能させることが極めて重要であると認識しております。

当社は、「全従業員の自己実現と幸福を追求するとともに、すべての人が「希望」を持てる社会の実現に向けて」という経営理念に基づき、社員一人ひとりが日々の活動を行っており、お客様や株主をはじめとしたステークホルダーの信頼維持のため、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。同時に、経営管理体制の整備にあたっては事業活動における透明性及び客観性を確保すべく、業務執行に対する監視体制の整備を進め、適切な情報公開を行ってまいります。

なお、当社は2021年6月25日開催の定時株主総会における決議により、監査等委員会設置会社に移行しました。

監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実に努めるとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めてまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実に努めるとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、2021年6月25日開催の第10期定時株主総会における承認を得て、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

イ 企業統治の体制

・取締役会・役員体制

当社は定款において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は10名以内、任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までと定めており、本書提出日現在、取締役会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名（うち、社外1名）で構成されております。取締役会は、原則月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務遂行の状況を監督しております。

また、取締役会には、全ての監査等委員が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

・監査等委員会・監査等委員体制

当社の監査等委員会は、定款において、監査等委員の員数は5名以内、任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までと定めており、本書提出日現在、監査等委員会は監査等委員3名（うち、社外2名）で構成されております。監査等委員会は、毎月1回定例監査等委員会のほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。常勤監査等委員は、取締役会及び経営会議に参加し、必要に応じて意見陳述を行うなど、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。

また、内部監査室及び会計監査人と随時情報交換や意見交換を行うほか、定期的に三者によるミーティングを行うなど連携を密にし、監査機能の向上を図っております。

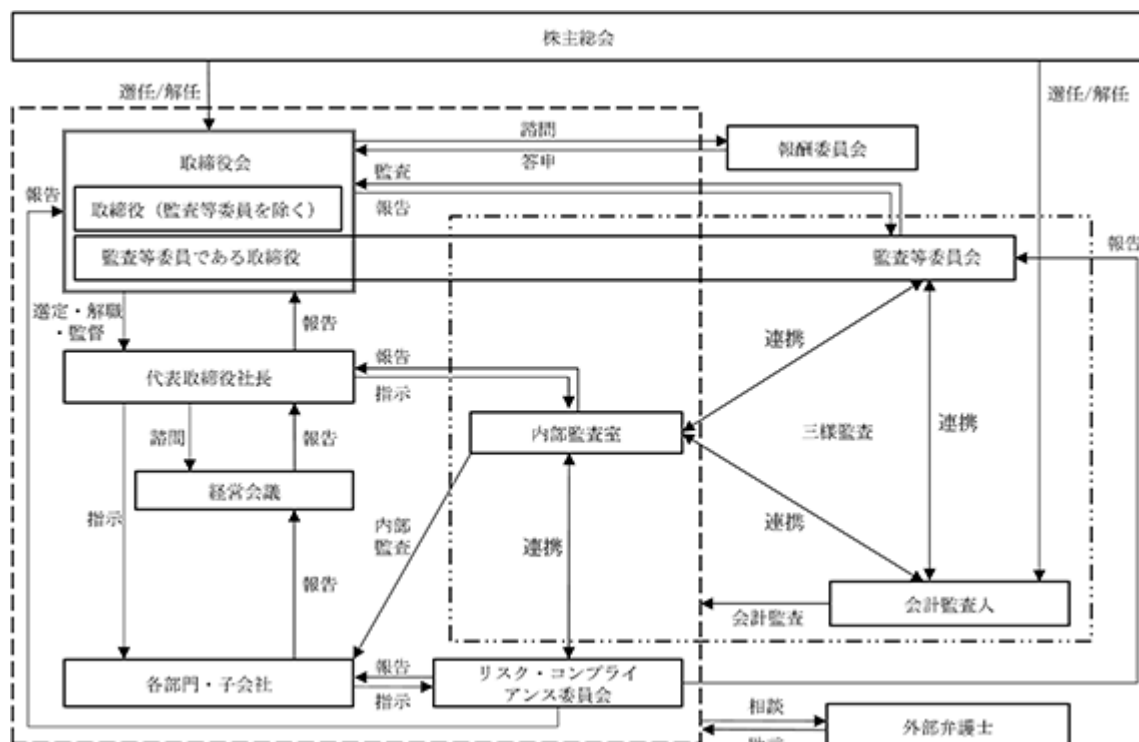
・経営会議

当社は経営会議を設置しており、毎週1回開催しております。メンバーとしては、代表取締役社長を議長とし、常勤の取締役・監査等委員及び部長・室長職以上の者で構成されております。経営会議においては、代表取締役社長の諮問機関として各部門からの報告を受け、代表取締役社長へ答申を行っております。また、必要と認めるときは、従業員又はその他の者を出席させ、説明や意見を求めています。

機関ごとの構成員は、次のとおりであります。(は議長または委員長)

| 役職 | 氏名 | 取締役会 | 監査等 委員会 | 経営会議 |
|--------------|------|------|------------|------|
| 代表取締役社長 | 大田誠 | | | |
| 取締役副社長兼管理本部長 | 千賀貴生 | ○ | | ○ |
| 専務取締役 | 浜地裕樹 | ○ | | ○ |
| 取締役 | 中里英之 | ○ | | ○ |
| 取締役 | 伊藤浩一 | ○ | | ○ |
| 社外取締役 | 神庭重信 | ○ | | |
| 取締役(常勤監査等委員) | 渡辺絵理 | ○ | | ○ |
| 社外取締役(監査等委員) | 北康利 | ○ | ○ | |
| 社外取締役(監査等委員) | 佐藤仁良 | ○ | ○ | |
| 部長・室長職以上の者 | | | | ○ |

ロ 会社の機関・内部統制の関係



内部統制システム整備の状況

当社は、会社法に定める「取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、法務省令で定める体制の整備」に関して、当社で定める内部統制システム構築の基本方針にしたがって以下のように体制を整備しております。

イ 当社の取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) リスク・コンプライアンス規程を制定し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めております。
- (2) 取締役、監査等委員及び使用人を対象としたコンプライアンス教育プログラムを策定し、研修等を継続的に行います。
- (3) 法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報制度を導入しております。
- (4) 内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査し、取締役会に報告しております。
- (5) 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、リスク・コンプライアンス規程に従ってリスク・コンプライアンス委員会に報告の上、必要に応じて外部専門家と協力しながら対応に努めております。
- (6) 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行います。
- (7) 反社会的勢力及び団体を断固として排除・遮断することとし、反社会的勢力及び団体による不当要求がなされた場合には、総務部を対処部署とし、警察等の外部専門機関と緊密に連携を持ちながら対応してまいります。

ロ 当社の取締役の職務の執行にかかる情報の保存・管理に関する事項

- (1) 取締役、監査等委員及び使用人の職務執行にかかる情報については、文書管理規程の定めに従い、適正に記録、保存、管理してまいります。
- (2) 取締役及び監査等委員は前項の文書等を必要に応じて閲覧できるものとします。

ハ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク・コンプライアンス規程を制定し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、当該規程に従い適切に対応してまいります。
- (2) リスクを知覚した場合は、取締役又は監査等委員に直ちに報告するものとします。

ニ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 会社の意思決定方法については、職務権限規程において明文化し、重要性に応じた意思決定を行うものとします。
- (2) 職務執行に関する権限及び責任については、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、業務を効率的に遂行してまいります。
- (3) これらの業務運営状況について、内部監査室による内部監査を実施し、その状況を把握し、改善を図るものとします。

ホ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループにおける経営の健全性及び業務の効率性の向上を図るため、当社の管理本部を当社子会社の管理担当部署と定め、事業運営に関する重要な事項について情報交換及び協議を行います。
- (2) 関係会社管理規程を制定し、当社子会社に対し、営業成績、財務状況その他の一定の経営上の重要事項について定期的に当社に報告又は承認を求めることとします。特に重要な事項については、当社の取締役会へ付議します。
- (3) 内部監査室は、当社及び当社子会社の業務の適正性に関する監査を行います。
- (4) 監査等委員は、取締役の職務の執行を監査するため、必要があるときは関係会社に対し事業の報告を求め、又はその業務及び財産の状況を調査します。

ヘ 当社の監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査等委員が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要な員数及び求められる資質について協議を行い、適切と認められる人員を配置いたします。

ト 監査等委員の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する人事異動、評価及び懲罰の決定については、監査等委員に事前の同意を得ることとします。
- (2) 監査等委員の職務を補助すべき使用人は監査等委員の指揮命令下で補助業務を遂行し、その補助業務については監査等委員以外からの指揮命令を受けないものとします。

チ 監査等委員の職務を補助すべき使用人に対する監査等委員の指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 補助使用人は、監査等委員に同行して、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保いたします。
- (2) 補助使用人は、監査等委員に同行して、代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換をする場に参加いたします。
- (3) 取締役及び使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力するものとします。
- (4) 補助使用人は、必要に応じて、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受けることができるものとします。

リ 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査等委員に報告するための体制

- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、監査等委員から報告を求められた事項について速やかに監査等委員に報告するものとします。
- (2) 内部監査室は、その監査計画や監査結果を監査等委員に定期的に報告するものとします。
- (3) 内部通報制度を整備し、取締役会はその内部通報の状況及び事案の内容の報告を受けるとともに、監査等委員と共有の上、業務執行の内容を検証するものとします。
- (4) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれのある事実を発見した場合は直ちに監査等委員に報告するものとします。
- (5) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社及び子会社の事業の状況や、コンプライアンス及びリスクマネジメントなどの内部統制システムの整備及び運用の状況を監査等委員に定期的に報告するものとします。

ヌ 監査等委員へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため

の体制

内部通報規程において、監査等委員に報告をした者が当該報告を理由として人事上その他一切の点で当社から不利益な取扱いを受けないことを明記するものとします。

ル 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針

監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明した場合を除き、これに応じるものとします。

ヲ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は定期的に監査等委員と会合をもち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク等について意見を交換し、監査等委員監査の環境整備に努めるものとします。
- (2) 監査等委員は必要に応じて稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができるものとします。
- (3) 監査等委員は必要に応じて、会社の費用負担により弁護士、公認会計士その他の外部専門家の助言を受けることができるものとします。

責任限定契約について

当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査等委員の職務の遂行にあたって期待される役割を十分に発揮し得る環境を整備する目的で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査等委員との間で、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる旨を定款に定めております。また、当該規定に基づき、該当する取締役及び監査等委員と責任限定契約を締結しております。

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

役員等賠償責任保険契約について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。

取締役の定数

当社の取締役(監査等委員である取締役は除く。)は10名以内とする旨を定款に定めております。

取締役選任の決議要件

当社は、取締役(監査等委員である取締役は除く。)の選任決議について、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する旨を定款に定めております。なお、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

定款の定めにより取締役会決議事項とした株主総会決議事項

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得できる旨定款に定めております。これは、資本政策の遂行にあたって必要に応じて機動的に自己株式を取得できるようにすることを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

少数株主の保護の方策に関する指針として、支配株主等との取引条件等におきましては、その取引が当社の経営の健全性を損なっていないか、その取引が合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また、取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等を留意して、少数株主の権利を不当に害することのないよう十分に検討し、取締役会の承認を経た上で取引を実施する方針としております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性8名 女性 1名(役員のうち女性の比率 11.1%)

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数(株) |
|---------------------|-------|-------------|---|-------|------------|
| 代表取締役 社長 | 大田 誠 | 1972年4月22日 | 1996年4月 (株)武蔵野銀行 入行 2002年11月 T A C (株) 入社 2004年11月 テラ(株) 取締役管理部長 2007年1月 同社 取締役副社長兼管理本部長兼医療事業部長 2007年5月 同社 取締役副社長兼管理本部長 2008年11月 同社 取締役副社長 2010年12月 バイオメディカ・ソリューション(株) 代表取締役社長 2011年12月 当社設立、代表取締役社長(現任) 2015年5月 テラ(株)取締役 | (注) 3 | 11,872,900 |
| 取締役 副社長 管理本部長 | 千賀 貴生 | 1976年8月3日 | 1998年8月 T A C (株) 入社 2001年8月 朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)入所 2005年7月 (株)スパイラル・アンド・カンパニー 代表取締役副社長 2009年11月 (株)ジェイアイエヌ(現 (株)ジンスホールディングス) 監査役 2015年7月 (株)スパイラルコンサルティング 代表取締役社長 2016年6月 (株)ソフトフロント(現 (株)ソフトフロントホールディングス) 監査役 2017年12月 当社 取締役管理本部長 取締役副社長兼管理本部長(現任) | (注) 3 | 1,732,900 |
| 専務取締役 福祉サービス事業部長 | 浜地 裕樹 | 1984年4月2日 | 2006年5月 テラ(株) 入社 2012年11月 当社入社 第2事業部長 2014年7月 執行役員第1事業部長 2015年11月 専務執行役員 2016年6月 取締役就労移行支援事業部長 2018年12月 専務取締役福祉サービス事業部長(現任) 2020年2月 (株)アイリス 代表取締役社長 | (注) 3 | 730,000 |
| 取締役 | 中里 英之 | 1972年4月7日 | 1995年4月 (株)武蔵野銀行 入行 2013年5月 当社入社 第3事業部長 2014年7月 執行役員第2事業部長 2015年11月 専務執行役員 2016年6月 取締役療養事業部長 2018年12月 取締役(現任) 2020年6月 (株)アイリス 取締役 2021年4月 (株)アイリス 代表取締役社長(現任) | (注) 3 | 20,000 |
| 取締役 | 伊藤 浩一 | 1976年12月17日 | 1997年4月 東京ビジネスサービス(株) 入社 2001年5月 (株)ワークデータバンク(現 W D Bホールディングス(株)) 入社 2002年4月 セレスター・レキシコ・サイエンシズ(株) 入社 2007年10月 テラ(株) 入社 2012年4月 当社入社 2012年11月 執行役員第1事業部長 2014年10月 執行役員総合企画部長 2015年7月 執行役員事業企画部長 2019年3月 社長室長 2019年6月 取締役(現任) 2020年6月 (株)アイリス 取締役(現任) | (注) 3 | 820,000 |
| 取締役 | 神庭 重信 | 1954年1月20日 | 1980年9月 慶應義塾大学病院精神神経科学教室 入局 1982年1月 米国メイヨークリニック(薬理学、精神科) 留学 1987年5月 慶應義塾大学医学部 助手、講師を歴任 1996年9月 山梨医科大学(現 山梨大学)医学部精神神経医学講座 教授 2004年4月 九州大学大学院医学研究院精神病態医学分野 教授 2019年4月 同大学 名誉教授(現任) 2019年6月 当社 取締役(現任) | (注) 3 | |

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数(株) |
|------------------|-------|-------------|---|------|------------|
| 取締役 (常勤監査等委員) | 渡辺 絵理 | 1985年2月11日 | 2005年4月 スターツ株式会社 入社 2007年4月 ナイガイ株式会社 入社 2012年4月 当社入社 2014年7月 管理部管理課課長 2015年7月 管理部次長 2015年11月 管理部部長代理 2018年6月 総務人事部副部長 2020年6月 内部監査室副室長 2021年6月 当社 取締役(常勤監査等委員)(現任) | (注)4 | 60,000 |
| 取締役 (監査等委員) | 北 康利 | 1960年12月24日 | 1984年4月 (株)富士銀行(現(株)みずほ銀行) 入行 1994年11月 富士証券(株)(現みずほ証券(株)) 入社 2008年6月 (株)北康利事務所 代表取締役(現任) 2016年4月 京阪プライベート・リート投資法人 監督役員(現任) 2016年5月 トゥルムホッホメディテック(株)(現(株)イノチア) 監査役 2016年6月 当社 取締役 2018年6月 (株)イノチア 取締役 2019年6月 当社 監査役 2021年6月 当社 取締役(監査等委員)(現任) | (注)4 | 40,000 |
| 取締役 (監査等委員) | 佐藤 仁良 | 1980年4月28日 | 2003年10月 司法試験合格 2004年4月 最高裁判所 司法修習生 2005年10月 弁護士登録 沼田法律事務所 入所 2008年6月 TGS パートナーズ法律事務所 パートナー弁護士 2016年6月 当社 監査役 2017年3月 リーガルストラテジー法律事務所 パートナー弁護士(現任) 2021年6月 当社 取締役(監査等委員)(現任) | (注)4 | 15,000 |
| 計 | | | | | 15,290,800 |

- (注) 1. 2021年6月25日開催の第10期定時株主総会において、定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって、監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役 神庭重信、北康利及び佐藤仁良の各氏は、社外取締役であります。
3. 2021年6月25日開催の定時株主総会終結の時から選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 2021年6月25日開催の定時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は3名(内、監査等委員である社外取締役は2名)であります。

社外取締役の神庭重信氏は、大学教授としての豊富な経験と、当社利用者の主な疾患である精神医療に関する高度な専門的知識を有しております。

社外取締役の北康利氏は、銀行出身者であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

社外取締役の佐藤仁良氏は、弁護士の資格を有しており諸法令に精通しており、取締役の職務の執行を適切に監査しております。

当社の社外取締役と当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。

なお、社外役員の選任にあたっては、独立性に関する基準又は方針は特に定めておりませんが、会社法に定める社外性の要件を満たすということだけでなく、株式会社東京証券取引所の基準を参考にしております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、それぞれの専門的見地から経営を監督し、企業としての健全性及び透明性を確保しております。常勤の監査等委員である取締役については、毎週1回開催される経営会議に参加し、取締役の職務の執行全般を監査・監督しております。

内部監査室は、その監査計画や監査結果を監査等委員会に定期的に報告しております。内部監査室と監査等委員会及び会計監査は、定期的に会合を実施することで情報交換及び相互の意思疎通を図っております。

内部統制部門は、財務報告に係る内部統制に関する基本的計画及び方針に基づいて、内部統制の整備状況及び

運用状況の評価業務を実施し、常勤監査等委員である取締役も出席する財務報告内部統制委員会において進捗を報告するとともに、取締役会において評価結果を報告しております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査及び監査等委員会監査の状況

監査等委員会設置会社移行前の当事業年度の監査役会については、3名の監査役(社外監査役2名)で構成されており、原則として月1回開催しております。各監査役は、監査役会の定めた監査の方針、監査の方法及び各監査役の役割分担等に基づき、取締役会への出席、業務や財産の状況の調査を通じ、取締役の職務執行を監査しております。

当事業年度において、監査役会を月1回以上開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

| 氏名 | 開催回数 | 出席回数 |
|-------|------|------|
| 小松 満義 | 13回 | 13回 |
| 北 康利 | 13回 | 13回 |
| 佐藤 仁良 | 13回 | 13回 |

監査役会における主な検討事項として、当社グループの事業戦略及び事業展開上のリスクマネジメント状況や、経営管理体制及び内部統制システムの整備・運用状況のほか、会計監査人及び内部監査担当者との連携等が挙げられます。

また、常勤の監査役の活動として、年度の監査基本計画の策定及び当該監査計画に基づく被監査部門に対する往査や関連文書等の閲覧のほか、内部監査担当者との監査状況についての定期的な協議、定例の監査役会におけるその他の社外監査役への監査結果の共有及び年度の監査役監査報告書の立案が挙げられます。

なお、当社は、2021年6月25日開催の第10期定時株主総会決議により監査等委員会設置会社に移行しました。監査等委員会は本書提出日現在、常勤1名を含む取締役3名(内、社外取締役2名を含む)で構成されております。監査等委員会は「監査等委員会規程」に基づき決議された監督方針・監査計画に従って、内部統制システム構築及び運用状況の有効性を監査します。監査等委員会は、原則として取締役会開催に先立ち月次で開催されるほか、必要に応じて随時開催されます。加えて、内部監査室及び会計監査人と定期的な情報交換等により、監査業務の向上に努めてまいります。

内部監査の状況

内部監査につきましては、代表取締役社長直属の内部監査室が担当し、監査責任者である内部監査室長以下4名が内部監査業務を実施しており、業務上特に必要あるときは、監査責任者に指名された者を加えて業務を行っております。また、定期的に会計監査人、監査等委員との意見交換を行うことによって、相互に連携を図っております。

年間の内部監査計画に則り監査を実施し、監査結果については内部監査室長が内部監査報告書を作成し代表取締役社長に提出しております。代表取締役社長が必要と認められた監査部署の責任者及び関係役員に対し、内部監査の結果に基づき内部監査責任者を通じて被監査部門に改善勧告を行っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

東陽監査法人

b. 継続監査期間

6年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定社員 業務執行社員 太田 裕士

指定社員 業務執行社員 池田 宏章

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士4名、公認会計士試験合格者等3名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定及び評価に際しては、当社の事業内容についての十分な知識を有すること、品質管

理体制が整備されていること、監査日数、監査期間及び具体的な監査実施要領並びに監査費用が合理的かつ妥当であること、さらに監査実績などにより総合的に判断しております。

現会計監査人を選定した理由は、当社の事業特性及び事業規模を踏まえて、同監査法人の監査実績及び監査費用が当社の事業規模に適していること、及び専門性、独立性並びに品質管理体制を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためです。

f. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

2021年3月期において、当社の監査役及び監査役会は、会計監査人に対して評価を行っております。この会計監査人の選定及び評価に際しては、当社の事業内容についての十分な知識を有すること、品質管理体制が整備されていること、監査日数、監査期間及び具体的な監査実施要領並びに監査費用が合理的かつ妥当であること、さらに監査実績などにより総合的に判断しております。

現会計監査人を選定した理由は、当社の事業特性及び事業規模を踏まえて、同監査法人の監査実績及び監査費用が当社の事業規模に適していること、及び専門性、独立性並びに品質管理体制を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためです。

今後は、監査等委員会として、適正な監査がなされているかを評価、判断してまいります。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

| 区分 | 前連結会計年度 | | 当連結会計年度 | |
|-------|------------------|-----------------|------------------|-----------------|
| | 監査証明業務に基づく報酬(千円) | 非監査業務に基づく報酬(千円) | 監査証明業務に基づく報酬(千円) | 非監査業務に基づく報酬(千円) |
| 提出会社 | 16,500 | | 18,000 | 1,800 |
| 連結子会社 | | | | |
| 計 | 16,500 | | 18,000 | 1,800 |

当社における非監査業務の内容は、東京証券取引所市場第一部への市場変更に係るコンフォートレター作成業務によるものであります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針として、監査日数、監査内容及び当社の事業内容・規模等を勘案した上で決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会設置会社移行前の監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りなどが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」といいます。）を定めており、その概要は以下のとおりです。

なお、当社は2021年6月25日開催の第10期定時株主総会において、監査等委員会設置会社へ移行したことにより、取締役報酬の決定については、下記のようになっております。

a. 報酬制度の基本方針

取締役の報酬は、当社の企業価値の維持、増大を図るとともに、業務執行の監督機能を有効に機能させるための優秀な人材を取締役として確保することを目的とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

b. 報酬制度の体系

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 業績連動報酬及び非金銭報酬等に関する事項

業績連動報酬及び非金銭報酬等は支払わないものとする。

具体的には、各報酬の割合について、全取締役、次のとおりとする。

- ・基本報酬：100%、業績連動報酬：0%、非金銭報酬等：0%

d. 決定方針の決定方法

取締役会において決議するものとする。

イ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2021年6月25日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の額は年額3億円以内（うち社外取締役分年額3,000万円以内）と決議されております。同決議の対象となる取締役の員数は本書提出日現在において6名（うち社外取締役1名）であります。なお、当報酬には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

また、2021年6月25日開催の定時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬の額は年額3,000万円以内と決議されております。同決議の対象となる監査等委員である取締役の員数は本書提出日現在において3名（うち社外取締役2名）であります。

ロ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長大田誠が、その具体的内容の決定について委任をうけ、各取締役の基本報酬（月例の固定報酬）の額を、それぞれの役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定する権限を付与されております。このような権限委任を行う理由は、代表取締役社長が当社の全部門を統括していることから、最も適切に上記の考慮要素を評価・判断することができる立場にあるためです。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、上記の委任をうけた代表取締役社長において、独立社外取締役が過半数を占める報酬委員会に各取締役の基本報酬の額についての原案を諮問し答申を得るものとし、代表取締役社長は当該答申の内容に従って各取締役の基本報酬の額を決定しなければならないこととしております。以上から取締役会は、上記のとおり委任した権限が適切に行使されていると判断しております。また、当事業年度における取締役の個人別の報酬等は、この手続を経て決定されていることから、取締役会としては、上記の決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、監査等委員である取締役の個人別の報酬額については、株主総会決議により承認された範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定します。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

| 役員区分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額(千円) | | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|--------------------|----------------|----------------|------------|-------|------------------|-----------------------|
| | | 固定 報酬 | 業績連動 報酬 | 退職慰労金 | 左記のうち、 非金銭報酬等 | |
| 取締役 (社外取締役を除く。) | 123,781 | 123,781 | | | | 5 |
| 監査役 (社外監査役を除く。) | 6,000 | 6,000 | | | | 1 |
| 社外取締役 | 6,000 | 6,000 | | | | 1 |
| 社外監査役 | 16,800 | 16,800 | | | | 2 |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2016年6月27日開催の臨時株主総会に基づき、年額300,000千円(ただし、使用人区分は含まない。)と定めております。
2. 監査役の報酬限度額は、2016年6月27日開催の臨時株主総会に基づき、年額30,000千円と定めております。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日)の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容や変更等を適切に把握し、的確に対応できるようにするため、公益財団法人財務会計基準機構に加入するとともに、同機構及び監査法人等の主催する各種研修に参加しています。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (2020年3月31日) | 当連結会計年度 (2021年3月31日) |
|---------------|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 2,036,464 | 2,601,852 |
| 売掛金 | 1,241,615 | 1,397,705 |
| 貯蔵品 | 13,179 | 6,860 |
| 前払費用 | 57,517 | 71,701 |
| 未収入金 | 4,319 | 3,758 |
| その他 | 10 | 68 |
| 貸倒引当金 | 601 | 1,537 |
| 流動資産合計 | 3,352,506 | 4,080,409 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物附属設備 | 499,005 | 727,802 |
| 減価償却累計額 | 78,063 | 113,350 |
| 建物附属設備(純額) | 420,941 | 614,451 |
| 工具、器具及び備品 | 278,721 | 359,393 |
| 減価償却累計額 | 133,067 | 190,048 |
| 工具、器具及び備品(純額) | 145,653 | 169,344 |
| 車両運搬具 | 22,974 | 22,324 |
| 減価償却累計額 | 22,075 | 22,324 |
| 車両運搬具(純額) | 899 | 0 |
| リース資産 | 84,651 | 16,707 |
| 減価償却累計額 | 76,110 | 15,517 |
| リース資産(純額) | 8,540 | 1,189 |
| 有形固定資産合計 | 576,035 | 784,986 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 33,680 | 25,731 |
| のれん | 87,439 | 78,471 |
| 無形固定資産合計 | 121,119 | 104,202 |
| 投資その他の資産 | | |
| 関係会社株式 | 10,000 | 10,000 |
| 関係会社長期貸付金 | 70,000 | 70,000 |
| 敷金及び保証金 | 238,462 | 278,285 |
| 長期前払費用 | 31,222 | 41,222 |
| 繰延税金資産 | 111,872 | 104,070 |
| 投資その他の資産合計 | 461,557 | 503,577 |
| 固定資産合計 | 1,158,713 | 1,392,766 |
| 資産合計 | 4,511,219 | 5,473,175 |

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (2020年3月31日) | 当連結会計年度 (2021年3月31日) |
|---------------|-------------------------|-------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 1年内償還予定の社債 | 28,400 | 28,400 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 79,958 | 880 |
| リース債務 | 7,622 | 1,276 |
| 未払金 | 125,152 | 186,510 |
| 未払費用 | 96,019 | 64,780 |
| 未払法人税等 | 410,360 | 300,663 |
| 預り金 | 16,741 | 19,121 |
| 賞与引当金 | 174,949 | 74,790 |
| その他 | 1,322 | 2,352 |
| 流動負債合計 | 940,526 | 678,775 |
| 固定負債 | | |
| 社債 | 72,200 | 43,800 |
| 長期借入金 | 880 | - |
| リース債務 | 1,283 | - |
| 長期未払金 | 18,679 | 591 |
| 固定負債合計 | 93,043 | 44,391 |
| 負債合計 | 1,033,569 | 723,167 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 333,287 | 335,519 |
| 資本剰余金 | 330,287 | 332,519 |
| 利益剰余金 | 2,814,236 | 4,082,130 |
| 自己株式 | 167 | 167 |
| 株主資本合計 | 3,477,643 | 4,750,002 |
| 新株予約権 | 6 | 6 |
| 純資産合計 | 3,477,649 | 4,750,008 |
| 負債純資産合計 | 4,511,219 | 5,473,175 |

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) |
|-----------------|--|--|
| 売上高 | 6,878,327 | 8,176,190 |
| 売上原価 | 4,135,346 | 4,993,774 |
| 売上総利益 | 2,742,980 | 3,182,416 |
| 販売費及び一般管理費 | 1 984,506 | 1 1,144,566 |
| 営業利益 | 1,758,473 | 2,037,849 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 218 | 709 |
| 助成金収入 | 3,552 | 62,274 |
| 受取家賃 | 2,000 | 2,400 |
| 経営指導料 | 1,800 | 2,400 |
| その他 | 1,548 | 1,195 |
| 営業外収益合計 | 9,118 | 68,979 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 3,101 | 580 |
| 社債利息 | 780 | 598 |
| リース解約損 | 4,893 | 6 |
| 固定資産除却損 | 1,555 | 1,573 |
| その他 | 583 | - |
| 営業外費用合計 | 10,914 | 2,759 |
| 経常利益 | 1,756,678 | 2,104,070 |
| 特別損失 | | |
| 減損損失 | 2 18,180 | 2 26,877 |
| 特別損失合計 | 18,180 | 26,877 |
| 税金等調整前当期純利益 | 1,738,498 | 2,077,193 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 611,629 | 545,666 |
| 法人税等調整額 | 47,514 | 7,802 |
| 法人税等合計 | 564,115 | 553,469 |
| 当期純利益 | 1,174,383 | 1,523,724 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 1,174,383 | 1,523,724 |

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日) | 当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日) |
|--------------|--|--|
| 当期純利益 | 1,174,383 | 1,523,724 |
| その他の包括利益 | | |
| その他の包括利益合計 | - | - |
| 包括利益 | 1,174,383 | 1,523,724 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る包括利益 | 1,174,383 | 1,523,724 |
| 非支配株主に係る包括利益 | - | - |

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | |
|---------------------|---------|---------|-----------|------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 332,404 | 329,404 | 1,878,069 | 116 | 2,539,761 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 新株の発行(新株予約権の行使) | 883 | 883 | | | 1,767 |
| 剰余金の配当 | | | 238,217 | | 238,217 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 1,174,383 | | 1,174,383 |
| 自己株式の取得 | | | | 51 | 51 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | |
| 当期変動額合計 | 883 | 883 | 936,166 | 51 | 937,882 |
| 当期末残高 | 333,287 | 330,287 | 2,814,236 | 167 | 3,477,643 |

| | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---------------------|-------|-----------|
| 当期首残高 | 72 | 2,539,833 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行(新株予約権の行使) | | 1,767 |
| 剰余金の配当 | | 238,217 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 1,174,383 |
| 自己株式の取得 | | 51 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 66 | 66 |
| 当期変動額合計 | 66 | 937,816 |
| 当期末残高 | 6 | 3,477,649 |

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | |
|---------------------|---------|---------|-----------|------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 333,287 | 330,287 | 2,814,236 | 167 | 3,477,643 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 新株の発行(新株予約権の行使) | 2,232 | 2,232 | | | 4,464 |
| 剰余金の配当 | | | 255,829 | | 255,829 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 1,523,724 | | 1,523,724 |
| 自己株式の取得 | | | | | - |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | |
| 当期変動額合計 | 2,232 | 2,232 | 1,267,894 | - | 1,272,358 |
| 当期末残高 | 335,519 | 332,519 | 4,082,130 | 167 | 4,750,002 |

| | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---------------------|-------|-----------|
| 当期首残高 | 6 | 3,477,649 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行(新株予約権の行使) | | 4,464 |
| 剰余金の配当 | | 255,829 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 1,523,724 |
| 自己株式の取得 | | - |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | - | - |
| 当期変動額合計 | - | 1,272,358 |
| 当期末残高 | 6 | 4,750,008 |

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) |
|--------------------------|--|--|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前当期純利益 | 1,738,498 | 2,077,193 |
| 減価償却費 | 109,207 | 132,399 |
| 減損損失 | 18,180 | 26,877 |
| のれん償却額 | 2,242 | 8,968 |
| 貸倒引当金の増減額(は減少) | 70 | 936 |
| 賞与引当金の増減額(は減少) | 116,878 | 100,158 |
| 受取利息 | 218 | 709 |
| 助成金収入 | 3,552 | 62,274 |
| 支払利息 | 3,101 | 580 |
| 社債利息 | 780 | 598 |
| 売上債権の増減額(は増加) | 213,724 | 156,089 |
| 前払費用の増減額(は増加) | 4,347 | 14,242 |
| たな卸資産の増減額(は増加) | 667 | 6,319 |
| 預り金の増減額(は減少) | 2,411 | 2,380 |
| 未払金の増減額(は減少) | 54,571 | 45,537 |
| 未払費用の増減額(は減少) | 9,884 | 31,239 |
| その他 | 22,781 | 30,936 |
| 小計 | 1,737,216 | 1,968,013 |
| 利息の受取額 | 9 | 9 |
| 助成金の受取額 | 3,552 | 62,274 |
| 利息の支払額 | 3,844 | 1,122 |
| 法人税等の支払額 | 569,775 | 653,826 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 1,167,158 | 1,375,348 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有形固定資産の取得による支出 | 238,555 | 335,657 |
| 無形固定資産の取得による支出 | 28,150 | - |
| 連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出 | 2 | 92,689 |
| 関係会社株式の取得による支出 | 10,000 | - |
| 関係会社貸付けによる支出 | 70,000 | - |
| 敷金及び保証金の差入による支出 | 29,490 | 68,327 |
| 敷金及び保証金の返還による収入 | 1,978 | 16,110 |
| 長期前払費用の取得による支出 | 16,335 | 27,307 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 483,242 | 415,182 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 新株予約権の行使による株式の発行による収入 | 1,701 | 4,464 |
| 長期借入金の返済による支出 | 220,119 | 79,958 |
| 長期未払金の返済による支出 | 36,731 | 27,901 |
| 社債の償還による支出 | 28,400 | 28,400 |
| 自己株式の取得による支出 | 51 | - |
| 配当金の支払額 | 237,859 | 255,632 |
| リース債務の返済による支出 | 20,411 | 7,349 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 541,872 | 394,777 |
| 現金及び現金同等物の増減額(は減少) | 142,043 | 565,388 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 1,894,421 | 2,036,464 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 1 2,036,464 | 1 2,601,852 |

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

1社

連結子会社の名称

株式会社アイリス

(2) 主要な非連結子会社名

ウエルビーリンク株式会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数

0社

(2) 持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社等の名称

ウエルビーリンク株式会社

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式

主として移動平均法による原価法

たな卸資産

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 3～24年

工具、器具及び備品 3～15年

車両運搬具 2～6年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) のれんの償却方法及び償却期間

効果の発現する期間を合理的に見積もり、当該期間にわたり定額法で償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は長期前払費用に計上し、均等償却しております。

(重要な会計上の見積り)

1. のれん

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

のれん 78,471千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

のれんの減損の要否の判定におきましては、将来キャッシュフロー等について一定の仮定を設定しておりますが、将来の不確実な経済状況および会社の経営状況の影響を受け、翌連結会計年度以降の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 104,070千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性を検討し、その範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性につきましては、将来獲得しうる課税所得の時期および金額を合理的に見積り、金額を算定しております。これらの見積りは、将来の不確実な経済状況および会社の経営状況の影響を受け、課税所得が実際に生じた時期および金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

1. 「収益認識に関する会計基準」等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

2. 「時価に関する会計基準」等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

(新型コロナウイルスの感染拡大の会計上の見積りに与える影響)

新型コロナウイルス感染症の影響については、検温やアルコール消毒の徹底といった感染症対策を実施した上で、全ての事業所においてサービス提供を継続しております。

当期の連結財務諸表の作成にあたって、現時点において重要な影響を与えないと判断しております。ただし、今後の状況の変化によって判断を見直した結果、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

非連結子会社に対するものは、次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (2020年3月31日) | 当連結会計年度 (2021年3月31日) |
|------------|-------------------------|-------------------------|
| 投資有価証券(株式) | 10,000千円 | 10,000千円 |

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) |
|-------|--|--|
| 人件費 | 424,243千円 | 445,808千円 |
| 租税公課 | 185,964 " | 249,284 " |
| 広告宣伝費 | 119,802 " | 149,782 " |
| 支払手数料 | 90,776 " | 130,293 " |
| 減価償却費 | 5,282 " | 7,203 " |

2 減損損失

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 場所 | 用途 | 種類 | 減損損失 |
|-----------|-------|---------|----------|
| 福岡県福岡市他4件 | 事業所設備 | 建物附属設備等 | 18,180千円 |

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、各拠点を基本単位としてグルーピングを行っております。

福岡県福岡市他4件の事業所において、将来の使用が見込まれなくなった固定資産について減損損失を認識しております。その内訳は、建物附属設備が17,488千円、工具、器具及び備品が501千円、その他191千円であります。なお、回収可能価額は、売却可能性が見込まれないため0円としております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 場所 | 用途 | 種類 | 減損損失 |
|-----------|-------|---------|----------|
| 埼玉県川越市他6件 | 事業所設備 | 建物附属設備等 | 26,877千円 |

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、各拠点を基本単位としてグルーピングを行っております。

埼玉県川越市他6件の事業所において、収益性が低下した固定資産及び将来の使用が見込まれなくなった固定資産について減損損失を認識しております。その内訳は、建物附属設備が23,105千円、工具、器具及び備品が3,215千円、その他556千円であります。なお、回収可能価額が見込まれないため、回収可能価額はないものとして評価しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

| | 当連結会計年度期首 株式数(株) | 増加(株) | 減少(株) | 当連結会計年度末 株式数(株) |
|--------------|---------------------|---------|-------|--------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 (注)1 | 27,600,000 | 225,000 | - | 27,825,000 |
| 合計 | 27,600,000 | 225,000 | - | 27,825,000 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 (注)2 | 102 | 27 | - | 129 |
| 合計 | 102 | 27 | - | 129 |

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権行使による新株発行に伴う増加 225,000株

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加数の内訳は、次のとおりであります。

端株の買い取りによる増加 27株

2. 新株予約権等に関する事項

| 会社名 | 内訳 | 目的となる 株式の種類 | 目的となる株式の数(株) | | | 当連結会計 年度末 残高(千円) | |
|------|-------------------------------|----------------|---------------|----|---------|------------------------|--------------|
| | | | 当連結会計 年度期首 | 増加 | 減少 | | 当連結会計 年度末 |
| 提出会社 | 第1回新株予約権 | 普通株式 | 180,000 | | 165,000 | 15,000 | 6 |
| | ストックオプション としての第2回 新株予約権 | | | | | | |
| 合計 | | | 180,000 | | 165,000 | 15,000 | 6 |

(注) 目的となる株式の数の変動事由の概要

第1回新株予約権の減少は、権利行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2019年6月26日 定時株主総会 | 普通株式 | 115,919 | 4.2 | 2019年3月31日 | 2019年6月27日 |
| 2019年11月13日 取締役会 | 普通株式 | 122,297 | 4.4 | 2019年9月30日 | 2019年12月3日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2020年6月26日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 122,429 | 4.4 | 2020年3月31日 | 2020年6月29日 |

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

| | 当連結会計年度期首 株式数(株) | 増加(株) | 減少(株) | 当連結会計年度末 株式数(株) |
|--------------|---------------------|---------|-------|--------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 (注)1 | 27,825,000 | 558,000 | - | 28,383,000 |
| 合計 | 27,825,000 | 558,000 | - | 28,383,000 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 | 129 | - | - | 129 |
| 合計 | 129 | - | - | 129 |

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権行使による新株発行に伴う増加 558,000株

2. 新株予約権等に関する事項

| 会社名 | 内訳 | 目的となる 株式の種類 | 目的となる株式の数(株) | | | 当連結会計 年度末 残高(千円) | |
|------|---------------------------|----------------|---------------|----|----|------------------------|--------------|
| | | | 当連結会計 年度期首 | 増加 | 減少 | | 当連結会計 年度末 |
| 提出会社 | 第1回新株予約権 | 普通株式 | 15,000 | | | 15,000 | 6 |
| | ストックオプションとしての第2回 新株予約権 | | | | | | |
| 合計 | | | 15,000 | | | 15,000 | 6 |

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2020年6月26日 定時株主総会 | 普通株式 | 122,429 | 4.4 | 2020年3月31日 | 2020年6月29日 |
| 2020年11月13日 取締役会 | 普通株式 | 133,399 | 4.7 | 2020年9月30日 | 2020年12月2日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2021年6月25日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 320,726 | 11.3 | 2021年3月31日 | 2021年6月28日 |

(注) 1株当たり配当額には記念配当5.0円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) |
|-----------|--|--|
| 現金及び預金 | 2,036,464千円 | 2,601,852千円 |
| 現金及び現金同等物 | 2,036,464千円 | 2,601,852千円 |

- 2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

株式の取得により新たに株式会社アイリスを連結したことに伴い連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式会社アイリス株式の取得価額とアイリス社取得のための支出との関係は次のとおりです。

| | |
|-------------|-----------|
| 流動資産 | 172,652千円 |
| 固定資産 | 26,979 " |
| のれん | 89,681 " |
| 流動負債 | 66,940 " |
| 固定負債 | 36,872 " |
| 株式の取得価額 | 185,500千円 |
| 現金及び現金同等物 | 92,810 " |
| 差引：取得のための支出 | 92,689千円 |

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、就労移行支援事業及び療育事業におけるセンター及び教室設備等(工具、器具及び備品)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

| | 前連結会計年度 (2020年3月31日) | 当連結会計年度 (2021年3月31日) |
|-----|-------------------------|-------------------------|
| 1年内 | 18,504千円 | 7,213千円 |
| 1年超 | 54,977 " | 15,476 " |
| 合計 | 73,482千円 | 22,690千円 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に就労移行支援事業及び療育事業を行うための拠点開設計画に照らして、必要な資金を金融機関からの借入や社債の発行により資金調達しております。一時的な余剰資金につきましては、主に銀行預金等に限定し、余資運用は行わない方針であります。また、デリバティブ取引等の投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うことにより、財務状況等の悪化等による債権回収懸念の早期把握やその軽減を図っております。

敷金及び保証金は、主に賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日及び残高の管理を行うとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

関係会社長期貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、貸付先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

関係会社株式は、非上場株式への出資であり、発行体の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に発行体の財務状況を把握し、保有状況を定期的に見直しております。

営業債務である未払金、未払費用、未払法人税等及び預り金は、1年以内の支払期日です。営業債務は、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、担当部署が適時に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

社債、長期借入金、ファイナンス・リース取引に係るリース債務及び長期未払金は、主に拠点開設計画に照らして必要な資金の調達等を目的としたものであります。長期借入金の一部については変動金利であり、金利変動のリスクに晒されておりますが、市場金利の動向に注意するとともに、金利上昇の対応策（金利の固定化等）を考えております。

また社債及び借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、担当部署が適時に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注)2.参照)。

前連結会計年度(2020年3月31日)

| | 連結貸借対照表計上額(千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|-------------------|----------------|-----------|--------|
| (1) 現金及び預金 | 2,036,464 | 2,036,464 | - |
| (2) 売掛金 | 1,241,615 | 1,241,615 | - |
| (3) 未収入金 | 4,319 | 4,319 | - |
| (4) 関係会社長期貸付金 | 70,000 | 71,616 | 1,616 |
| (5) 敷金及び保証金 | 238,462 | 235,794 | 2,667 |
| 資産計 | 3,590,862 | 3,589,810 | 1,051 |
| (1) 未払金 | 97,251 | 97,251 | - |
| (2) 未払費用 | 96,019 | 96,019 | - |
| (3) 未払法人税等 | 410,360 | 410,360 | - |
| (4) 預り金 | 16,741 | 16,741 | - |
| (5) 社債(1年以内含む) | 100,600 | 101,784 | 1,184 |
| (6) 長期借入金(1年以内含む) | 80,838 | 80,838 | 0 |
| (7) 長期未払金(1年以内含む) | 46,580 | 47,417 | 836 |
| (8) リース債務(1年以内含む) | 8,905 | 8,983 | 78 |
| 負債計 | 857,297 | 859,396 | 2,099 |

当連結会計年度(2021年3月31日)

| | 連結貸借対照表計上額(千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|-------------------|----------------|-----------|--------|
| (1) 現金及び預金 | 2,601,852 | 2,601,850 | - |
| (2) 売掛金 | 1,397,705 | 1,397,705 | - |
| (3) 未収入金 | 3,758 | 3,758 | - |
| (4) 関係会社長期貸付金 | 70,000 | 71,589 | 1,589 |
| (5) 敷金及び保証金 | 278,285 | 272,583 | 5,702 |
| 資産計 | 4,351,602 | 4,347,490 | 4,112 |
| (1) 未払金 | 186,510 | 186,510 | - |
| (2) 未払費用 | 64,780 | 64,780 | - |
| (3) 未払法人税等 | 300,663 | 300,663 | - |
| (4) 預り金 | 19,121 | 19,121 | - |
| (5) 社債(1年以内含む) | 72,200 | 73,384 | 1,184 |
| (6) 長期借入金(1年以内含む) | 880 | 880 | - |
| (7) 長期未払金(1年以内含む) | 591 | 591 | - |
| (8) リース債務(1年以内含む) | 1,276 | 1,276 | - |
| 負債計 | 646,024 | 647,208 | 1,184 |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 関係会社長期貸付金

関係会社長期貸付金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、そのキャッシュ・フローを国債の利回りを基礎とした合理的な割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払費用、(3) 未払法人税等、(4) 預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 社債、(6) 長期借入金、(7) 長期未払金、(8) リース債務

社債の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。割賦購入に係る長期未払金及びリース債務については固定金利による長期借入金の時価の算定と同様の方法によっております。

なお、残存期間が短期期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

| 区分 | 2020年3月31日 | 2021年3月31日 |
|-------|------------|------------|
| 非上場株式 | 10,000 | 10,000 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2020年3月31日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|-----------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 2,036,464 | - | - | - |
| 売掛金 | 1,241,615 | - | - | - |
| 未収入金 | 4,319 | - | - | - |
| 関係会社長期貸付金 | - | 70,000 | - | - |
| 敷金及び保証金 | 7,332 | - | 57,120 | 174,010 |
| 合計 | 3,289,731 | 70,000 | 57,120 | 174,010 |

当連結会計年度(2021年3月31日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|-----------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 2,601,852 | - | - | - |
| 売掛金 | 1,397,705 | - | - | - |
| 未収入金 | 3,758 | - | - | - |
| 関係会社長期貸付金 | - | 70,000 | - | - |
| 敷金及び保証金 | - | 274 | 74,955 | 203,056 |
| 合計 | 4,003,317 | 70,274 | 74,955 | 203,056 |

(注4) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
 前連結会計年度(2020年3月31日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 社債 | 28,400 | 28,400 | 28,400 | 15,400 | - | - |
| 長期借入金 | 79,958 | 880 | - | - | - | - |
| 長期未払金 | 27,901 | 18,088 | 591 | - | - | - |
| リース債務 | 7,622 | 1,283 | - | - | - | - |
| 合計 | 143,881 | 48,651 | 28,991 | 15,400 | - | - |

当連結会計年度(2021年3月31日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 社債 | 28,400 | 28,400 | 15,400 | - | - | - |
| 長期借入金 | 880 | - | - | - | - | - |
| 長期未払金 | 591 | - | - | - | - | - |
| リース債務 | 1,276 | - | - | - | - | - |
| 合計 | 31,148 | 28,400 | 15,400 | - | - | - |

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

| | |
|------------------------|--|
| | 第2回新株予約権 |
| 会社名 | 提出会社 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 2名 当社従業員 20名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数(注) | 普通株式 1,125,000株 |
| 付与日 | 2016年7月1日 |
| 権利確定条件 | 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 |
| 対象勤務期間 | 定めておりません。 |
| 権利行使期間 | 2018年6月28日～2026年6月27日 |

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2021年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

| | 第2回 新株予約権 |
|----------|--------------|
| 会社名 | 提出会社 |
| 権利確定前(株) | |
| 前連結会計年度末 | |
| 付与 | |
| 失効 | |
| 権利確定 | |
| 未確定残 | |
| 権利確定後(株) | |
| 前連結会計年度末 | 948,000 |
| 権利確定 | |
| 権利行使 | 558,000 |
| 失効 | |
| 未行使残 | 390,000 |

単価情報

| | 第2回 新株予約権 |
|-------------------|--------------|
| 会社名 | 提出会社 |
| 権利行使価格(円) | 8 |
| 行使時平均株価(円) | 1,366 |
| 付与日における公正な評価単価(円) | |

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

2016年7月1日に付与した第2回新株予約権の公正な評価単価は、ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を上場していなかったことから、単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、純資産価額方式に基づく単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

| | |
|-----------------------------|----------|
| 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 | 64,536千円 |
| 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額 | 88,917千円 |

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前連結会計年度 (2020年3月31日) | 当連結会計年度 (2021年3月31日) |
|----------|-------------------------|-------------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 賞与引当金 | 62,386千円 | 26,887千円 |
| リース資産 | 4,882 " | 27,876 " |
| 減損損失 | 9,606 " | 11,093 " |
| 貸倒引当金 | 183 " | 463 " |
| 未払事業税 | 22,777 " | 26,016 " |
| 敷金償却否認 | 9,118 " | 11,732 " |
| その他 | 2,918 " | - " |
| 繰延税金資産合計 | 111,872 " | 104,070 " |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 前連結会計年度 (2020年3月31日) | 当連結会計年度 (2021年3月31日) |
|-------------------|-------------------------|-------------------------|
| 法定実効税率 | 30.6% | 30.6% |
| (調整) | | |
| 住民税均等割 | 0.8% | 0.8% |
| 留保金課税 | 5.3% | - % |
| 所得拡大促進税制による税額控除 | 4.5% | 4.7% |
| のれんの償却額 | 0.1% | 0.4% |
| その他 | 0.1% | 0.4% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 32.4% | 26.6% |

(資産除去債務関係)

当社グループは、本部及び各拠点の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの事業セグメントは、障害福祉サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略していません。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高90%を超えるため、記載を省略してあります。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高はありませんので、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はありませんので、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

| 顧客の名称又は氏名 | 売上高 |
|-----------------|-----------|
| 埼玉県国民健康保険団体連合会 | 1,622,751 |
| 東京都国民健康保険団体連合会 | 1,098,327 |
| 神奈川県国民健康保険団体連合会 | 1,071,575 |

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高90%を超えるため、記載を省略してあります。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高はありませんので、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はありませんので、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

| 顧客の名称又は氏名 | 売上高 |
|-----------------|-----------|
| 埼玉県国民健康保険団体連合会 | 1,811,904 |
| 東京都国民健康保険団体連合会 | 1,111,270 |
| 神奈川県国民健康保険団体連合会 | 1,091,196 |

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループの事業セグメントは、障害福祉サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金(千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(注)3 | 科目 | 期末残高 |
|-----|-------------|--------|--------------|--------------|----------------|---------------------------------|---------------|----------|-----------|--------|
| 子会社 | ウェルビーリンク(株) | 東京都中央区 | 5,000 | 障害者雇用関連サービス業 | (所有)直接100% | 資金の貸付 役員の兼務 経営指導 設備の賃貸 | 資金の貸付 | 70,000 | 関係会社長期貸付金 | 70,000 |
| | | | | | | | 経営指導料等の受取(注)1 | 1,800 | 未収入金(注)3 | 220 |
| | | | | | | | 営業設備の賃貸(注)2 | 2,000 | 未収入金(注)3 | 220 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営指導料等の受取については、双方協議のうえ合理的に決定しております。
 2. 営業設備の賃貸料については、市場価格を参考に交渉のうえ決定しております。
 3. 取引金額に消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:千円)

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金(千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(注)3 | 科目 | 期末残高 |
|-----|-------------|--------|--------------|--------------|----------------|---------------------------------|---------------|----------|-----------|--------|
| 子会社 | ウェルビーリンク(株) | 東京都中央区 | 5,000 | 障害者雇用関連サービス業 | (所有)直接100% | 資金の貸付 役員の兼務 経営指導 設備の賃貸 | 資金の貸付 | - | 関係会社長期貸付金 | 70,000 |
| | | | | | | | 利息の受取(注)1 | 699 | 未収入金(注)4 | 699 |
| | | | | | | | 経営指導料等の受取(注)2 | 2,400 | 未収入金(注)4 | 220 |
| | | | | | | | 営業設備の賃貸(注)3 | 2,400 | 未収入金(注)4 | 220 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 貸付金の利息については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
 2. 経営指導料等の受取については、双方協議のうえ合理的に決定しております。
 3. 営業設備の賃貸料については、市場価格を参考に交渉のうえ決定しております。
 4. 取引金額に消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| | 前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) |
|-----------------------|--|--|
| 1株当たり純資産額 | 124.98円 | 167.35円 |
| 1株当たり当期純利益 | 42.35円 | 53.94円 |
| 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 | 40.79円 | 52.93円 |

(注) 1. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) |
|--|--|--|
| 1株当たり当期純利益 | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(千円) | 1,174,383 | 1,523,724 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - | - |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (千円) | 1,174,383 | 1,523,724 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 27,731,021 | 28,246,810 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円) | - | - |
| (うち支払利息(税額相当額控除後))(千円) | (-) | (-) |
| 普通株式増加数(株) | 1,059,899 | 538,143 |
| (うち転換社債型新株予約権付社債)(株) | (-) | (-) |
| (うち新株予約権)(株) | (1,059,899) | (538,143) |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要 | | |

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (2020年3月31日) | 当連結会計年度 (2021年3月31日) |
|------------------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 純資産の部の合計額(千円) | 3,477,649 | 4,750,008 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額(千円) | 6 | 6 |
| (うち新株予約権)(千円) | (6) | (6) |
| (うち非支配株主持分)(千円) | (-) | (-) |
| 普通株式に係る期末の純資産額(千円) | 3,477,643 | 4,750,002 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(株) | 27,824,871 | 28,382,871 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

| 会社名 | 銘柄 | 発行年月日 | 当期首残高 (千円) | 当期末残高 (千円) | 利率 (%) | 担保 | 償還期限 |
|--------|----------|------------|---------------|--------------------|-----------|-------|------------|
| ㈱みずほ銀行 | 第1回無担保社債 | 2016年9月30日 | 100,600 | 72,200 (28,400) | 0.6 | 無担保社債 | 2023年9月29日 |
| 合計 | | | 100,600 | 72,200 (28,400) | | | |

(注) 1. 「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

| 1年以内 (千円) | 1年超2年以内 (千円) | 2年超3年以内 (千円) | 3年超4年以内 (千円) | 4年超5年以内 (千円) |
|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 28,400 | 28,400 | 15,400 | - | - |

【借入金等明細表】

| 区分 | 当期首残高 (千円) | 当期末残高 (千円) | 平均利率 (%) | 返済期限 |
|-------------------------|---------------|---------------|-------------|------|
| 1年以内に返済予定の長期借入金 | 79,958 | 880 | 0.9 | |
| 1年以内に返済予定のリース債務 | 7,622 | 1,276 | 3.0 | |
| 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く) | 880 | - | - | |
| リース債務(1年以内に返済予定のものを除く) | 1,283 | - | - | |
| 其他有利子負債 | | | | |
| 1年以内に返済予定の割賦未払金 | 27,901 | 591 | - | |
| 割賦未払金(1年以内に返済予定のものを除く。) | 18,679 | - | - | |
| 合計 | 136,324 | 2,748 | | |

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。なお、割賦未払金の平均利率については割賦未払金総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で割賦未払金を連結貸借対照表に計上しているため記載しておりません。

2. その他有利子負債の割賦未払金については、連結貸借対照表では流動負債「未払金」及び固定負債「長期未払金」に含めて表示しております。

【資産除去債務明細表】

資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の費用の負担に属する金額を費用に計上する方法によっているため、該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

| (累計期間) | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 当連結会計年度 |
|---------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 売上高 (千円) | 1,957,228 | 4,028,486 | 6,106,646 | 8,176,190 |
| 税金等調整前(四半期)当期純利益 (千円) | 537,170 | 1,113,469 | 1,707,677 | 2,077,193 |
| 親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益 (千円) | 345,323 | 728,848 | 1,184,460 | 1,523,724 |
| 1株当たり(四半期)当期純利益 (円) | 12.41 | 25.93 | 42.00 | 53.94 |

| (会計期間) | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|
| 1株当たり四半期純利益 (円) | 12.41 | 13.51 | 16.05 | 11.95 |

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2020年3月31日) | 当事業年度 (2021年3月31日) |
|-------------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 1,933,916 | 2,531,150 |
| 売掛金 | 1,178,162 | 1,330,739 |
| 貯蔵品 | 13,179 | 6,860 |
| 前払費用 | 53,758 | 67,981 |
| 未収入金 | 3,448 | 3,201 |
| 1年内回収予定の関係会社長期貸付金 | 9,000 | 9,000 |
| 貸倒引当金 | 599 | 1,512 |
| 流動資産合計 | 3,190,867 | 3,947,420 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物附属設備 | 472,905 | 672,482 |
| 減価償却累計額 | 62,483 | 92,489 |
| 建物附属設備（純額） | 410,422 | 579,993 |
| 工具、器具及び備品 | 275,038 | 351,469 |
| 減価償却累計額 | 130,322 | 185,365 |
| 工具、器具及び備品（純額） | 144,716 | 166,103 |
| リース資産 | 81,419 | 13,475 |
| 減価償却累計額 | 73,255 | 12,286 |
| リース資産（純額） | 8,163 | 1,189 |
| 有形固定資産合計 | 563,302 | 747,286 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 33,194 | 25,418 |
| 無形固定資産合計 | 33,194 | 25,418 |
| 投資その他の資産 | | |
| 関係会社株式 | 214,200 | 214,200 |
| 関係会社長期貸付金 | 106,000 | 97,000 |
| 敷金及び保証金 | 231,597 | 271,097 |
| 長期前払費用 | 29,751 | 40,406 |
| 繰延税金資産 | 103,242 | 99,422 |
| 投資その他の資産合計 | 684,791 | 722,125 |
| 固定資産合計 | 1,281,287 | 1,494,830 |
| 資産合計 | 4,472,154 | 5,442,251 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2020年3月31日) | 当事業年度 (2021年3月31日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 1年内償還予定の社債 | 28,400 | 28,400 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 79,958 | 880 |
| リース債務 | 7,237 | 1,276 |
| 未払金 | 112,243 | 173,071 |
| 未払費用 | 69,329 | 58,035 |
| 未払法人税等 | 396,259 | 292,770 |
| 預り金 | 15,881 | 18,486 |
| 賞与引当金 | 164,269 | 66,074 |
| その他 | 1,322 | 2,352 |
| 流動負債合計 | 874,900 | 641,347 |
| 固定負債 | | |
| 社債 | 72,200 | 43,800 |
| 長期借入金 | 880 | - |
| リース債務 | 1,283 | - |
| 長期未払金 | 18,679 | 591 |
| 固定負債合計 | 93,043 | 44,391 |
| 負債合計 | 967,944 | 685,738 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 333,287 | 335,519 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 330,287 | 332,519 |
| 資本剰余金合計 | 330,287 | 332,519 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 750 | 750 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 2,840,047 | 4,087,884 |
| 利益剰余金合計 | 2,840,797 | 4,088,634 |
| 自己株式 | 167 | 167 |
| 株主資本合計 | 3,504,204 | 4,756,506 |
| 新株予約権 | 6 | 6 |
| 純資産合計 | 3,504,210 | 4,756,512 |
| 負債純資産合計 | 4,472,154 | 5,442,251 |

【損益計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日) | 当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日) |
|--------------|--|--|
| 売上高 | 6,784,229 | 7,796,996 |
| 売上原価 | 4,050,757 | 4,691,013 |
| 売上総利益 | 2,733,472 | 3,105,983 |
| 販売費及び一般管理費 | 1、2 946,796 | 1、2 1,100,665 |
| 営業利益 | 1,786,676 | 2,005,317 |
| 営業外収益 | | |
| 経営指導料 | 1 1,800 | 1 2,400 |
| 受取家賃 | 1 2,000 | 1 2,400 |
| 受取利息 | 1 227 | 1 1,157 |
| 助成金収入 | 3,552 | 58,662 |
| その他 | 1,387 | 1,194 |
| 営業外収益合計 | 8,966 | 65,813 |
| 営業外費用 | | |
| 固定資産除却損 | 1,520 | 1,573 |
| 支払利息 | 2,339 | 544 |
| 社債利息 | 780 | 598 |
| リース解約損 | 4,893 | 6 |
| その他 | 134 | - |
| 営業外費用合計 | 9,668 | 2,722 |
| 経常利益 | 1,785,973 | 2,068,408 |
| 特別損失 | | |
| 減損損失 | 18,180 | 26,877 |
| 特別損失合計 | 18,180 | 26,877 |
| 税引前当期純利益 | 1,767,793 | 2,041,531 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 610,165 | 534,044 |
| 法人税等調整額 | 43,316 | 3,820 |
| 法人税等合計 | 566,849 | 537,864 |
| 当期純利益 | 1,200,944 | 1,503,666 |

【売上原価明細書】

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | | 当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) | |
|------|----------|--|------------|--|------------|
| | | 金額(千円) | 構成比 (%) | 金額(千円) | 構成比 (%) |
| 人件費 | | 2,910,749 | 71.9 | 3,291,357 | 70.2 |
| 経費 | 1 | 1,140,008 | 28.1 | 1,399,655 | 29.8 |
| 売上原価 | | 4,050,757 | 100.0 | 4,691,013 | 100.0 |

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

| 項目 | 前事業年度(千円) | 当事業年度(千円) |
|-------|-----------|-----------|
| 地代家賃 | 405,671 | 482,842 |
| 消耗品費 | 284,415 | 288,167 |
| 旅費交通費 | 147,072 | 149,187 |
| 減価償却費 | 102,253 | 116,688 |
| 水道光熱費 | 40,292 | 44,861 |

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | |
|-----------------------------|---------|---------|-------------|-------|--------------|-------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益準備金 | 利益剰余金 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | | その他利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 |
| 当期首残高 | 332,404 | 329,404 | 329,404 | 750 | 1,877,319 | 1,878,069 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 新株の発行(新株予 約権の行使) | 883 | 883 | 883 | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | 238,217 | 238,217 |
| 当期純利益 | | | | | 1,200,944 | 1,200,944 |
| 自己株式の取得 | | | | | | |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額) | | | | | | |
| 当期変動額合計 | 883 | 883 | 883 | - | 962,727 | 962,727 |
| 当期末残高 | 333,287 | 330,287 | 330,287 | 750 | 2,840,047 | 2,840,797 |

| | 株主資本 | | 新株予約権 | 純資産 合計 |
|-----------------------------|------|------------|-------|-----------|
| | 自己株式 | 株主資本 合計 | | |
| 当期首残高 | 116 | 2,539,761 | 72 | 2,539,833 |
| 当期変動額 | | | | |
| 新株の発行(新株予 約権の行使) | | 1,767 | | 1,767 |
| 剰余金の配当 | | 238,217 | | 238,217 |
| 当期純利益 | | 1,200,944 | | 1,200,944 |
| 自己株式の取得 | 51 | 51 | | 51 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額) | | | 66 | 66 |
| 当期変動額合計 | 51 | 964,443 | 66 | 964,377 |
| 当期末残高 | 167 | 3,504,204 | 6 | 3,504,210 |

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | |
|-----------------------------|---------|---------|-------------|-------|-----------------------------|-------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | 利益準備金 | その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 |
| 当期首残高 | 333,287 | 330,287 | 330,287 | 750 | 2,840,047 | 2,840,797 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 新株の発行(新株予 約権の行使) | 2,232 | 2,232 | 2,232 | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | 255,829 | 255,829 |
| 当期純利益 | | | | | 1,503,666 | 1,503,666 |
| 自己株式の取得 | | | | | | |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額) | | | | | | |
| 当期変動額合計 | 2,232 | 2,232 | 2,232 | - | 1,247,837 | 1,247,837 |
| 当期末残高 | 335,519 | 332,519 | 332,519 | 750 | 4,087,884 | 4,088,634 |

| | 株主資本 | | 新株予約権 | 純資産 合計 |
|-----------------------------|------|------------|-------|-----------|
| | 自己株式 | 株主資本 合計 | | |
| 当期首残高 | 167 | 3,504,204 | 6 | 3,504,210 |
| 当期変動額 | | | | |
| 新株の発行(新株予 約権の行使) | | 4,464 | | 4,464 |
| 剰余金の配当 | | 255,829 | | 255,829 |
| 当期純利益 | | 1,503,666 | | 1,503,666 |
| 自己株式の取得 | | - | | - |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額) | | | - | - |
| 当期変動額合計 | - | 1,252,301 | - | 1,252,301 |
| 当期末残高 | 167 | 4,756,506 | 6 | 4,756,512 |

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 3～24年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は長期前払費用に計上し、均等償却しております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1)当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 99,422千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)2.(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載した内容と同一であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

(新型コロナウイルスの感染拡大の会計上の見積りに与える影響)

新型コロナウイルス感染症の影響については、検温やアルコール消毒の徹底といった感染症対策を実施した上で、全ての事業所においてサービス提供を継続しております。

当期の財務諸表の作成にあたって、現時点において重要な影響を与えるものではないと判断しております。ただし、今後の状況の変化によって判断を見直した結果、翌事業年度以降の財務諸表において重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する金銭債権又は金銭債務(区分表示したものを除く)

| | 前事業年度 (2020年3月31日) | 当事業年度 (2021年3月31日) |
|--------|-----------------------|-----------------------|
| 短期金銭債権 | 862千円 | 1,412千円 |
| 短期金銭債務 | 千円 | 8千円 |

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

| | 前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | 当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) |
|-----------------|--|--|
| 営業取引による取引高 | | |
| 販売費及び一般管理費 | 6,429千円 | 19,168千円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 4,018 " | 5,948 " |

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | 当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) |
|---------|--|--|
| 人件費 | 414,591千円 | 433,375千円 |
| 租税公課 | 183,273 " | 238,991 " |
| 広告宣伝費 | 119,759 " | 149,525 " |
| 支払手数料 | 70,397 " | 126,667 " |
| 減価償却費 | 5,168 " | 7,043 " |
| おおよその割合 | | |
| 販売費 | 12.6 % | 13.6 % |
| 一般管理費 | 87.4 " | 86.4 " |

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2020年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額214,200千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2021年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額214,200千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前事業年度 (2020年3月31日) | 当事業年度 (2021年3月31日) |
|----------|-----------------------|-----------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 賞与引当金 | 57,803 千円 | 23,408 千円 |
| リース資産 | 4,882 千円 | 27,876 千円 |
| 減損損失 | 9,606 " | 11,093 " |
| 貸倒引当金 | 183 " | 463 " |
| 未払事業税 | 22,243 " | 25,398 " |
| 敷金償却否認額 | 8,524 " | 11,181 " |
| 繰延税金資産合計 | 103,242 " | 99,422 " |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 前事業年度 (2020年3月31日) | 当事業年度 (2021年3月31日) |
|-------------------|-------------------------------|-----------------------|
| 法定実効税率 (調整) | 法定実効税率と税効果会計 適用後の法人税等の負担率 | 30.6% |
| 住民税均等割 | との間の差異が法定実効税 率の100分の5以下である | 0.7% |
| 所得拡大促進税制による税額控除 | ため注記を省略しておりま す。 | 4.8% |
| その他 | | 0.1% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | | 26.3% |

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

| 資産の種類 | 当期首残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (千円) | 当期末残高 (千円) | 当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円) | 当期償却額 (千円) | 差引当期末 残高 (千円) |
|-----------|---------------|---------------|---------------------|---------------|-----------------------------------|---------------|---------------------|
| 有形固定資産 | | | | | | | |
| 建物附属設備 | 472,905 | 232,430 | 32,853 (23,105) | 672,482 | 92,489 | 39,754 | 579,993 |
| 工具、器具及び備品 | 275,038 | 95,421 | 18,990 (3,215) | 351,469 | 185,365 | 69,506 | 166,103 |
| リース資産 | 81,419 | - | 67,943 | 13,475 | 12,286 | 6,694 | 1,189 |
| 有形固定資産計 | 829,363 | 327,852 | 119,788 (26,320) | 1,037,427 | 290,141 | 115,956 | 747,286 |
| 無形固定資産 | | | | | | | |
| ソフトウェア | 38,880 | - | - | 38,880 | 13,462 | 7,776 | 25,418 |
| 無形固定資産計 | 38,880 | - | - | 38,880 | 13,462 | 7,776 | 25,418 |
| 長期前払費用 | 41,244 | 28,434 | 18,155 (556) | 51,524 | 11,117 | 17,222 | 40,406 |

(注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 有形固定資産の当期増加額のうち主なものは、新規拠点開設による建物附属設備の185,798千円、工具、器具及び備品の61,163千円であります。

【引当金明細表】

| 区分 | 当期首残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (目的使用) (千円) | 当期減少額 (その他) (千円) | 当期末残高 (千円) |
|-------|---------------|---------------|-------------------------|------------------------|---------------|
| 貸倒引当金 | 599 | 1,512 | 599 | - | 1,512 |
| 賞与引当金 | 164,269 | 66,074 | 164,269 | - | 66,074 |

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

| | |
|--------------------|---|
| 事業年度 | 4月1日から3月31日まで |
| 定時株主総会 | 6月中 |
| 基準日 | 3月31日 |
| 剰余金の配当の基準日 | 毎年3月31日、毎年9月30日 |
| 1単元の株式数 | 100株 |
| 単元未満株式の買取り (注)1 | |
| 取扱場所 | 東京都中央区八重洲1丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 |
| 株主名簿管理人 | 東京都中央区八重洲1丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 |
| 取次所 | |
| 買取手数料 | 無料 |
| 公告掲載方法 | 電子公告により行います。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は、当社のホームページに記載しております。 (公告掲載URL: http://www.welbe.co.jp/) |
| 株主に対する特典 | 該当事項はありません。 |

(注) 1. 特別口座に記録されている株式については、特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社が直接取り扱います。

2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第9期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)2020年6月26日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年6月26日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第10期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)2020年8月13日関東財務局長に提出。

第10期第2四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)2020年11月13日関東財務局長に提出。

第10期第3四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)2021年2月12日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書

2020年6月26日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)に基づく臨時報告書

2020年10月16日関東財務局長に提出。

(5) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度 第9期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)の有価証券報告書に係る訂正報告書

2020年7月8日関東財務局長に提出。

(6) 臨時報告書の訂正報告書

2020年6月26日提出の臨時報告書(株主総会における議決権行使の結果)に係る訂正報告書

2020年10月1日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月25日

ウェルビー株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 太田裕士

指定社員
業務執行社員 公認会計士 池田宏章

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているウェルビー株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ウェルビー株式会社及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

| のれんの評価 | |
|---|---|
| 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由 | 監査上の対応 |
| <p>会社は、2021年3月期の連結貸借対照表にのれんを78百万円計上している。</p> <p>会社は、のれんの評価にあたり、取得時に見込んだ超過収益力が将来に亘って発現するかに着目し、取得時の事業計画の達成状況及び将来の事業計画の達成可能性をモニタリングする等によって、のれんの減損の兆候の把握、必要な場合、減損損失の認識の判断を行っている。</p> <p>のれんの減損に関する当該判断については、将来の事業計画の達成可能性に影響されるが、経営者の仮定や判断及び外部環境に影響を受け不確実性が高いと判断し、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p> | <p>当監査法人は、のれんの評価を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・のれんの評価に関連する内部統制の整備状況及び運用状況を評価した。 ・減損の兆候の把握が適切に行われていることを確かめるため、過年度にのれんの評価に用いられた事業計画と実績の比較分析を行った。 ・対象会社の今期の業績及び来期以降の見通しについて財務報告の責任者と協議した。 ・将来の事業計画の前提となる経営者の仮定や判断及び外部環境について、内容を理解するとともに、会社の内部又は外部の情報と整合していることを確かめた。 |

| 売上の実在性 | |
|--|---|
| 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由 | 監査上の対応 |
| <p>会社は、障害者・障害児向けの福祉サービスを提供しており、大人向けの「就労移行支援事業」と子供向けの「療育事業」を主な内容として事業活動を展開している。</p> <p>会社が属する障害福祉業界において、障害者福祉サービスの利用者は年々増加しており、会社の連結売上高も、前連結会計年度の6,878,327千円から8,176,190千円へと増加している。また、会社は、売上高を重要な経営指標の一つに位置付けている。</p> <p>以上から、当監査法人は、売上高の実在性について、監査上より慎重な検討が必要であると判断し、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p> | <p>当監査法人は、売上の実在性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上に関連する内部統制の整備状況及び運用状況を評価した。 ・売上取引をサンプル抽出し、支払通知及び入金明細等の関連証憑書類との突合を実施した。突合の結果、不一致が生じている場合について、その内容について調査した。 ・当期及び翌期首に係る仕訳データを入手し、期末日前後の異常な売上及び売上戻しの有無を確かめた。 |

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ウエルビー株式会社の2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ウエルビー株式会社が2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程

を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しています。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月25日

ウェルビー株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 太田裕士

指定社員
業務執行社員 公認会計士 池田宏章

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているウェルビー株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ウェルビー株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

| 売上の実在性 |
|--|
| 連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（売上の実在性）と同一内容であるため、記載を省略している。 |

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決

定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しています。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。